監獄協會雜誌

第貳拾五卷
第十一號

明治三十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行（大正元年十一月二十日發行）

監獄協會雜誌第二十五卷第拾壹號目次

○論　說……（一頁）
○免囚保護當事者に告ぐ……谷田監獄局長
○講　演……（一七頁）
○夢に現はれたる未丁年囚の心理狀態（承前）……
……文學士　寺田精一君
○資　料……（三〇頁）
○フイツシヤー氏反應に就て　附自家考案になれる變法……（醫學士　古瀨安俊　醫學士　藤井靜英）（四七頁）
○雜　錄……
○醜惡なる文藝及興行物の取締に就て……谷田監獄局長談
○談　叢……（五二頁）
○回想……石井典獄談
○統　計……（六二頁）
○大正元年九月末日現在々監人員表……
○大正元年九月末日現在受刑者罪名表……
○大正元年九月末日現在在監人員監獄別表……（六八頁）
○說　林……
○肉食過量の害……
○人類の壽命……
○寄　書……（七一頁）
○監獄官と美術趣味……秋田　尾原靜乘
○受刑者の看讀書籍に就て……岡山　藤井檀窓
○通　信……（八〇頁）
○大谷法主の教誨……長野　白井典獄報
○大分通信……大分監獄　江上一課長報
○恩謝朝鮮人の近狀……甲府支部通信
○愛知慈惠會の近況……愛知慈惠會報
○彙　報……（九〇頁）
○保護會成る○保護事業費の補助○勤務中高處より墜ちて傷く○井戸に落ちて死す○傷害事故○逃走事故○官吏並待遇者の懲戒免除に就て○監獄所在地名の變更○刑名變更と日表整理
○敘　任……
○會　報……

監獄協會雜誌第貳拾五卷第十一號

論說

免囚保護當事者に告ぐ

（本篇は去る九月二十一日免囚保護事業者が當協會に會合して協議會を開ける砌該席上に於て谷田監獄局長の演說せる一片即這般の恩赦に當り免囚保護に關し當局者の執りたる處置と我國現在に於ける現況並に將來に對する希望の二節を載錄せしものに係る）

私は先づ此度の恩赦に際して監獄當局者が免囚保護の事に付て如何なる處置を執つたかと云ふ事を御參考の爲めに一言致して置かうと思ふ、先年　英照皇太后御崩御の際の先例に徵して考へて見れば、此度　先帝の御崩御遊ばされたに付ては、何時恩赦の御沙汰があるやも料られぬ、若し恩赦の御沙汰があれば、我々監獄の

當局者は其實行上十分の手配を盡し、有難き聖旨を貫徹するに於て毫末の遺算なきを期せねばならぬ、就ては免囚保護の事の如きも豫め夫々手配を定め置き、御沙汰あり次第何時でも直に實施する事の出來る樣に準備を整へて置く必要がある。當局者は此の如く考へましたから、御大赦後間もなく其準備に着手し大略次に述ぶる三の處置を執つたのである、其第一は監獄官に對する此際に於ける免囚保護の最も必要なる所以を說き、實行の方針と其方法とを訓示したのである、此訓示の趣意は要するに、現今我國に於ける保護會は概ね規模狹小、活力微弱なるのみならず、其經營管理の方法も甚だ不完全にして到底多數の出獄人に適切な保護を與へる事は覺束ないと思はれる、夫れ故監獄官吏は此際大に奮つて此業の發展を圖り且つ事務の改善を講ずる樣に致し度い、而して保護會の規模を擴張し執務の改善を圖るには當然經費を要する事であるが、其經費の幾分は本省より之を補給する事に致さう、又保護事業が十分に其效果を現はすには各地の保護機關が互に連絡を保ち相倚り相助くる事が必要であるから、豫め此點に注意し、相互連絡の方法を講じて置かねばならぬ、斯くの如く一方に於ては保護會の規模擴張及び事務改善

を圖り、他の一方に於ては各機關相互の連絡を保ち、保護方法の實施に於て遺憾なきを期しても、若し夫れ出獄人が保護を受くるの必要を十分に認識せず、保護機關に對して周旋を依賴せぬ以上は畢竟實の持ち腐りで實際の效用を致さぬ譯であるから、監獄官は在監人に對し最も懇切に保護を受くる必要を說き聽かせ、彼等をして進んで保護を求めしむる樣にせねばならぬ、以上述べた所が典獄に對する訓示の大綱で、此外に保護の實施上注意すべき點十數個條を擧げて、此際に處すべき方針と方法とを授けたのである、右の訓示に於て保護會の擴張の事や、事務改良の事までも、監獄官に指圖したのは餘計な干涉の樣に思はれるかも知れぬが、御承知の通り我國現在の保護會は僅かの例外を除いては、表面の名義如何に關らず、事實上監獄官吏の手に依て經營管理せられて居るので、監獄官に對する訓令は同時に保護會に對する訓示となるのである、又た右の訓令に於て保護會の規模擴張事務改良に必要な費用の幾分を本省より補給する事を言明し得たのは、從來一萬圓であつた免囚保護事業奬勵費を本年度から三萬圓に增額した結果、多少の餘裕が出來たからである、是れは此際此事業の發展改良を圖る上には非常な便宜を與へた

のであつて、當局者に取つては此上もない後援を持つて居る樣な心地が致したのである、右監獄官に對する訓令は免囚保護に關して當局者の採つた第一の處置であるが、第二の處置としては內務省と商議して、地方長官に對し此際此事業の發展に就て一層盡瘁せんことを訓示したのである、地方長官に對しては從前とても或は司法大臣より特に訓示を爲し、或は典獄より助力を求め、常に此事業に關する注意を促して居るのである、其結果、各府縣に於ては免囚保護規程なるものを發布し郡長市町村長警察官等に對し出獄人の保護方を訓示すると同時に一般民衆に向て出獄人保護の必要を說き明かして居る、此免囚保護規程なるものが、全國過半の府縣では既に發布せられてあるが、中には今仍ほ發布して居ない府縣もあるから左樣な所では此際速かに之を發布する事とし、既に保護規程を發布して居る府縣に於ても此際更に訓令を出して其勵行を見る樣に致し度い、次に保護會の設ある地では益々其發達を助成し、未だ保護會の設なき地では裁判官監獄官などと協商して成るべく新設の事に努力して貰ひ度い、其他監獄又は保護機關から出獄人の身分調とか引取方とか又は保護方法などに就て地方官廳に照會のあつた折には

成るべく懇切に又た成るべく迅速に調查回答をする樣に致し度い、是が地方長官に對する訓示の大要である、夫れから第三の處置として當局者の採つた所は佛敎各派殊に淨土宗、禪宗、日蓮宗、眞言宗の代表者と交涉して、右各派の末寺が此際免囚保護事業に加功する事に致したのである、一體我國今日の世の中で免囚保護と云ふが如き社會的救濟事業に付て十分の盡力を要請するに足るものは差し向き宗敎家を措て他に之を求むる事が出來ぬのであるから、我々監獄當局者は此際宗敎家に對し交涉を開かうと思ふて居た折柄、恰も好し各宗の本山に於ても此際大に免囚保護の事に努力するのは宗敎家の國家社會に貢獻する最良方法であると云ふ事に注意せられて、各宗の代表者が司法省に出頭して右の趣意を陳べ當局者の意見を問はれたのである、そこで我々當局者は大に喜んで我々の希望を述べた、其希望の事項は新聞紙にも揭載せられたから、諸君も既に御承知の事と思ふが、要するに監獄及び既設の保護會と連合して此事業に共助を與へて貰ひ度い、又た新に保護會を設くる必要のある地方では其設立に盡力を願ひ度い、其他檀信徒に屬する出獄人を引き受くる事、本人と家族隣佑被害者間の調停を計る事、本人を引き續

き指導敎訓する事、一般社會に對し保護思想を普及する事などに付て努力を求めたのである、爾來屢次宗敎家諸君と會合を重ね或は此事業に關する講話を試み或は實施の方法に付て意見を陳べ或は參考となるべき材料を提供し、只管宗敎家の計畫が成功せん事を祈つて居るのである、上來述べた三個の方法即ち監獄官に對する訓示、地方長官に對する訓示、宗敎家との交涉、是が今回の恩赦に際して我々當局者が免囚保護に關して採つた處置である此處分が如何なる成績を齎らすかは素より豫測する事は出來ぬが、とにかく相當の效果を現はして少なくとも已むを得ざる需要だけは之を充たすに足るであらうと信ずるのである

終りに臨み私は簡單に我國に於ける保護事業の現況を說き併せて將來に對する希望を陳べ、諸君の御考慮を煩し度いと思ふ

當業者諸君の面前で斯樣な事を申上げるのは失禮千萬ではありますが、腹藏なく私の所見を披瀝すれば我國に於ける保護事業は仍ほ未だ幼稚の域を脫せざるもので、唯今の有樣では到底刑事政策が此事業に期待する所を滿足せしむるに足らぬのである、眞に此事業の任務を完ふし、十分に此事業の功績を擧けんと思ふならば、將來に向て大に發展の策を講じ且つ改良の計を立てねばならぬ事と考へる、然らば則ち現在如何なる點が不完全で、將來如何なる方法を以て之を改良すべき乎、此事を詳しく述べるには最早時間がありませんから、細目は他日に讓り、玆には唯だ簡單に要點のみを摘示する事に致します

私の調査した所に依りますれば、明治四十四年の年末に於ける免囚保護會の現在數は七十二個所、被保護現在員は千七百三人、一個所の被保護人員平均二十三人七分であつて、同年度に於ける被保護人の越員は千三百六十四人、新保護人員が三千百二十九人と云ふ事になつて居るのである、之を前年に比すれば個所に於て四ケ所、被保護現在員に於て五百二十二人一個所平均人員に於て六人三分、越員に於て六百七十五人新保護者に於て七百五十八人を增加して居るのであつて、相當の進步發展を示して居るには相違ないのであるが、之を四十四年度に於ける出監人員十六萬八千百四十七人、同年度末に於ける在監人員六萬五千六百八十九人に比すれば、新保護人員は出監人員百人に付き一人八分の割で年末保護人員は年末在監

人員百人に對し二人七分の割合に過ぎぬのである、我國の出監人中保護を要する者が幾何あるか、之に就ては正確な調査を遂げて居ませんが、どにかく五分や一割位に止らぬこと丈は明かである、保護事業の發達して居る歐洲諸國では懲役監から出る者は半數以上保護會の保護を受くるのであつて、之と較べて見れば非常な相違があると謂はねばならぬ

右は單に人數の上から觀察して仕事の不十分な事を示したに過ぎぬのであるが、併しながら此れ丈けの人數でも眞に完全な保護を受けたとすれば、保護事業の成績は決して輕んずべきものではないのであるけれども、進んで其内容を調べて見ると保護の實質は甚だ非薄なものである、即ち前に申した新保護人員三千百二十九人と云ふ中には僅かに一夜宿泊させたとか、何十錢の汽車賃を恵んで遣つたとか、着物を一枚呉れて遣つたとか、飯を何度喫はして呉れたとか云ふが如き類を始めとし、下駄一足傘一本の給與より手紙一本の代筆、停車場迄の見送に至る迄都て之を包括して居るのであつて、保護場に收容して職業を紹介して遣つたとか、女房を世話して家を持たせて遣つたとか云ふ類の保護は此中の幾分にしか當らぬのである、而かも此幾分にしか當らぬ保護とても其實際の遣り方を保護場に往つて調べて見ると、誰れ彼れを問はず、千篇一律に或は掃除人夫に出して遣るとか、或は草取に出して遣るとか云ふ樣な風で、十分に各被保護者の性情、來歷志望などを研究して之に適應する職業を授け、確乎たる計畫を立て、將來の身の振り方を定めて遣ると云ふ事はなく、唯た昨日も今日も喰はせてやつたが何時になつたらどうなるやら、其處までは考へて居らぬと云つた樣なのが少なくないのを見受けるのである、是れでも眞に保護の旨義に適ふて居るのであらうか、

私の考では、免囚保護の本來の目的は寄る邊なき出獄人を救助して其緒に安せしめ長く社會の良民に伍して再び犯罪の淵に臨ましめない樣にするに在るのであつて、乞食に施をしたり、親の命日に供養をしたりなどするとは大に其性質が異ふのである、路銀を與へるのも、一衣一飯を恵むのも、手紙の代筆汽車場の見送りをして遣るのも都て保護たるには相違ないが、斯くの如きは畢竟一時的保護に過ぎぬのである、一時的保護で事の足る場合は素よりありますが、之れのみでは事足らぬ場合が更に多いのである、又た出獄人を保護して眞に社會と同化せしむるには其、

保護方法が本人の人物に適應して居らねばならぬ、若しも保護方法が本人の性情、來歷、境遇等に順應して居なかつたならば其方法は恰も病症を錯つた投藥と同樣、所詮其目的を達する事は出來ぬのである、而して本人の性情、來歷、境遇等は十人十色で銘々異つて居るのであるから、保護方法も亦從て十人十色でなければならぬ事は理の當然である、夫故に出獄人を保護して眞に其效を擧げ樣と思ふならば先づ以て本人の人物如何を確め之れに適應する保護方法を講せねばならぬのである、所が人物を鑑識すると云ふ事は極めて困難な業で、我々同志が長らく交際して居ても、容易に相手の人と爲りが判らぬものであるが、況してや犯罪人の中には餘程變つた性格や境遇の者が多いのであるから、其人物の如何を確めるには普通人事の智識經驗あるのみならず、犯罪人の心理に通じた人が屢次本人に接して其爲人を察し尙ほ其身上に就き正確な調査を遂けねばならぬのである斯くの如く普通人事のみならず犯罪人の心理に通した人が本人の性格と身の上を精査した上で、之に適應する保護方法を講せねばならぬのであるが、本人の性格と身上に適應する保護方法は前に申す通り十人十色であるから、縱しや堪能な管理者が適切な

保護方法を案したからとて、多數の出獄人に一々之を與へると云ふ事は是亦た非常の難事で、餘程多方面に緣故と便宜を有つて居らねば其目的を遂ける譯には往かぬのである、そこで此保護事業に於ては第一智識經驗ある管理者、第二被保護者の人物鑑査及び保護方法の研究、第三多方面の緣故及び多衆の協力が必要となるのである、

保護事業の發達した國の有樣を見るのに、此事業を始めるのには先づ以て社會の各方面各階級の人々が協同團結して組合を組織し、各組合員が己れの身分地位、職業に相當する方法で出獄人の爲めに周旋盡力する事を約束する、而して此組合では人物が高尙で且つ犯罪人に關する智識經驗を有つて居る人が主管となつて事務を管理するのである、此管理者が不斷監獄に出入し、保護を受くべき者が未た在獄して居る內から度々本人に面接して其人物志望等を確かめ、尙ほ本人の親族故舊等に就て身上の關係を精査した上で本人に最も適當な保護方法を研究し其方法が定まれば之を實行するに便宜な方面で會員に周旋を依賴して置く、此の如く準備を整へて置いて本人が出獄するや否や直に豫定の方法を實施する事に致し

て居る、則ち監獄及び被保護者と保護會社との連絡並に保護會社と會員との連絡が十分に保たれて、而して智識經驗ある管理者が此間に介在して適當の處置を爲しつゝあるのである、是であつてこそ本當の仕事が出來て、保護の實績が擧がるのであらうと思ふ、

然るに我國では從來右に述べた樣な組織の保護會は殆んど皆無で、大多數は監獄官吏の片手間仕事である、又保護會と監獄及び被保護者との連絡もなく、管理者としても斯道の智識經驗に富んだ人が誠に少ない樣である、我國の保護事業が前に述べた通り不完全な狀態に在るのは畢竟這般の缺陷に基くのであらうと考へる、保護會の組織が其當を得ぬ事や、管理者其人を得ぬ事は、我國文化の程度が未だ其處まで進まぬ結果であるから仕方がないとしても、保護會と監獄との連絡を付ける事は監獄當局者の意見で如何樣にもなるではないか、之を實行せぬは如何なる譯であるかと云ふ問が起るであらうと思ふが、從來保護會と監獄との間に連絡の付いて居ない理由は一には從前の保護會は大部分監獄官の片手間仕事に係つて居るのであるから、特に保護會と監獄との連絡を付ける必要がなかつたのと、二には保護會の事務員として不斷監獄に出入せしめても差閊のない丈の人物が少なかつたのと、三には保護會の管理者の人格は相當であつても自ら進んで監獄に出入して被保護者の人物と保護方法を研究する程の必要を認めなかつたからである、申す迄もなく在監人をして監外人に接見せしめると云ふ事は行刑上重大な事件である、又官吏以外の者が監獄に出入すると云ふ事は監獄行政上容易ならぬ影響のある事柄である、被保護者と保護會との連絡が善く付いて居る外國に於ても、監獄に出入して被保護人と接見する事の出來る保護會の當局者には嚴重な制限があつて、十分に信用を措くに足ると認めた人を政府で指名し、其人に限つて出入を許して居る、是れでなければ監獄行政上種々の弊害を生ずるからである、然るに我國では前に申す通り信任すべき人も少なく、又た信任すべき人があつても、其人は進んで監獄に出入する事を欲せなんだのである、右の次第で從前は將來の被保護者と保護者との連絡がなく、從て仕事の成績も面白くなかつたのであるが、此頃では保護會が追々發達して、當業者も其人を得るやうになり又た被保護者の人物鑑査竝に保護方法研究の必要も分かる樣になつたかとも思ふから、將來は保護會

と出監前の被保護者との連絡を付ける樣に致し度いと考へて居るのである、差し向き此際の恩赦に方つては信任すべき保護者は成るべく豫め出監前の被保護者に接見せしむる樣司法省より典獄に訓示致したから、監獄に於ても此趣旨に則り保護者と被保護者との出監前に於ける連絡を付けることには十分に注意するであらうと思ふ、

監獄と保護會との連絡の事を述べた序に、現今保護會の大多數を占めて居る監獄官經營の保護會に付て一言致して置かうと思ふ、私の愚見では保護事業なるものは性質上社會的事業に屬すべきものであつて國家的事業ではないのである、從て其經營方法も前に述べた樣に社會の各方面各階級の有志者から成り立つた組合組織が最も適當で、國家の官吏が公務の片手間に管理するなどと云ふ事は決して正則の經營法ではあるまいと考へる、併ながら社會的事業は社會一般の民衆に共同生存の眞意が明かになつて、公共の德義と共同責任の觀念が社會の大多數を支配する樣にならぬ以上は十分な發達を見る事の出來ぬものである、而して社會が自ら其責任に屬する事業を經營するに至るまでは國家は已むを得ず自己の仕事

として其全部又は一部を遂行せねばならぬ必要に迫らるゝのであて、免囚保護事業の如きも亦た其一例である、私は我國に於ても此事業が國家機關たる監獄官吏の手から全然分離して社會事業たる面目を完ふする日の到らん事を切望して居るのであるが、我社會の現狀は諸君御承知の通り殘念ながら未だ此域に達して居ないのである、監獄官吏の方でも相當の人士が代つて經營して呉れるならば何時たりとも之を引き渡す覺悟を致して居るのであるが、此人なら別條ないと思ふ樣な向きは手を着けて呉れず、偶々やつて見やうと言ひ出す人は名譽も信用もなき徒輩か、然らざれば此事業を喰物にせんとする橫着物である、斯樣な譯で現今多數の保護會は監獄官の經營に係つて居るのである、西歐の先進國でも免囚保護事業は初め官邊に起り漸次社會に移つて居るのである、是蓋し社會事業の發達上自然の徑路であらうと思ふ、さりとて我々は斯る狀態を以て滿足すべき限りではありませんから、今後益々保護思想の普及を圖り、此事業の經營が一日も早く監獄官の手を離るゝ樣に努力せねばならぬのであります、

以上私は我國保護事業の現況を述べ、併せて其缺陷を摘示したのである、私の說明

は甚だ疎略であるが、是に由て觀ても我國の保護會は未だ不備不完全で、到底現時刑事界の需要に應する丈けの實力を具へて居ない事が明かであると共に、向後追々此缺陷を塡めて改良發展の實を擧げねばならぬ事も亦誠に明かである、然らば如何ににして改良發展の實を擧ぐべき乎、其手段方法に付ては色々の說もあるであらうが、差し向き保護會の當局者諸君と監獄の職員とが惠然私情を去て公義に就き、至誠と熱心を以て協同一致、此事業に努力すると云ふ事が最も必要であらうと思ふ、私は現在監獄行政の事に携はつて居まして此事業の必要缺くべからざる事や、改良發展を計らねばならぬ事は飽迄認識して居ますから、平素色々其處置に苦心致して居るのでありますが、淺學不才且微力にして何事も實行する事の出來ませんのは誠にお耻かしい次第で、世間から如何に非難を被つても唯々恐れ入るの外はないのであります、諸君は何れも此事業の實務を擔當せられ、而かも斯界の先達として聞へた方々でありますれば、此上とも此事業の爲めに率先御盡力下されて、此事業が益々發達して我國に於ける社會事業の模範たるに致らん事を熱望致すのであります、

講演

夢に現はれたる未丁年囚の心理狀態（承前）

文學士　寺田精一君

四

次ぎに少しく未丁年犯罪者のことに就てお話したいと思います。尤も私は青年の研究や、犯罪人の研究はまだ餘り出來て居りませぬから、これからお話しますことが、多少間違ふかも知れませぬが、幾分の御參考にもなればと思つて、平常心づいて居ります二三の點をお話しいたします。

或人は未丁年囚を捉へて、普通の青年者と非常に變つた者のやうにいふ人があります。尤も其道の人が調べて見ますると十七八「パーセント」乃至二十「パーセント」位迄は、精神の稍〻低格の者、即ち所謂低能に近い者であると申します。けれども其十七八「パーセント」乃至二十「パーセント」を取り去つた殘りの全體が悉く變り者であるとは受取れないのであります。即ち普通の子供と大した相

違がないと斯う見なければなりますまい。そこに於て彼等を一等下つた者のやうに扱ふといふことも甚だ是は問題でございませう。唯だ彼等の境遇上、生後の教育の不完全といふやふなことからして、知識がどうしても片寄つて發達する、是は止むを得ぬことでありまして、強ち犯罪をする青年のみでなく、教育の不完全な者や、境遇が悪い者でありますれば、犯罪をしない者でも、其知識の發育の具合が圓滿にズット行つて居るものでない。或は片利口になるといふのでありまして、どうしても圓滿の發達は、其境遇が宜しくなければ、或は其傍に居る教育者の適當なる教育がない以上は、圓滿の發達といふことは望まれないものであります。從て彼等は非常に巧者のことをいふけれども、其巧者のことに似合はず、一方には抜けて居ることがあるといふやうに、變則の發達といふことは、或特別なる場合を除いては、どうしても免れぬものでございます。殊に監禁されて居るやうな時には、彼等の感情が甚だ一方に鋭敏に働くから、尚更處遇する上に困難を來すのであります、些少のことが時には大に彼等の心を動す原因となることがあるのであります。

それから青年期の一般の性質としまして好奇心であるとか、或は虚榮心であるとか、或は摸倣といふやうなことが非常に活潑に働くのであります。殊に監獄にお關はりになる方々の、最も困難に感せられるのは、好奇心と摸倣といふことであらうと思ひます。詰り物好き、或は何の意味もないのに只

人の眞似をやるといふことであつて、是が即ち纏つて他から考へると悪戯の濫發する基であります。勿論悪戯にも色々原因がございまして、或は單に青年時分でありますると、心身の活動の非常に盛んな時でありますから、筋肉の何處でも活潑に働かせたい、ジットして居られない爲めに、悪戯をするといふこともありませう。又監獄の如くに專ら静粛で規律正しくして行くといふところでは、其反動として騒ぎたいといふことが起りがちであります。殊に青年にはさういふ傾きが甚だ多いのでございます。静かにして居れといはれるとどうも静かにして居れぬといふことは、人間の有して居る誠に妙な性質でございます。それから一つは退屈といふことから悪戯の起りがちであるといふやうなこともございますが、兎に角此物好きである、人のことを眞似るといふこと、割合に暇で居るといふことが悪戯を起さしむる重なる原因でございます。此悪戯には別に故意のあることでなくして、多く唯だチョットやるといふ考へも何もない、例へて申しますと梯子段の降口に誰か草履でも脱いて置くと、其處を降りる者の誰かゞ、一人チョット履いて見る、さうすると其次ぎの者が又同じくチョット履いて見る、かくて誰も履いて行くのではないが、一人がやると二人も三人も五人も六人も殆と皆の者が段々にさうやつて見る。是には更に悪い意味はないが、是が即ち子供や青年にありがちの一つの悪戯の形式であります。

殊に現今の如くに多くの囚人を收容して、一つの監房の中に、澤山入れなければならぬといふやうな場合になると、どうしてもお互の間に意思を通せずに居るといふことが、益困難になつて來るのであります、即ち多數寄れば寄る程、其機會が多くなつて行くのは當然であります。かくて人が大勢寄り集つて居る場合に、他に何か强い刺戟でもある場合は宜うございますが、それなくて唯だ大勢入れて置いて、一概に話してはいけないといふやうな事、或は意思を通じてはいけないといふやうなことは、殆ど不可能であります。寧ろ一人で居れといふよりも、大勢置いて話をしてはいかぬといふことの方が却つて困難であり苦痛でありませう。從で全然不用なことを話してはいけないといつても、それはチヨット人の性質からいひまして、出來ることでなからうと思はれます。

それから先程申しましたやうに彼等は自我感情が非常に强いものでありますから、常に自分を高めやう、自分の儘にしやうといふ念か、自然の間に存在して居るから、戒護者なり、監督者なりから、チヨットいはれたことが、如何にも自分を抑へ付けるやうに感せられ、世話をやかれることが、不愉快に思はれるのであります。こちらにはさういふ心がなくても、些少の事柄に就いていはれたことが何でも人の自由を束縛するやうに取れるのであります。勿論自由刑でありますから、自由を奪ひ取るといふことは宜いのでありますが、彼等には其事は充分に知られて居るに拘らず、稍ともすれば此自

我觀念が頭を上げて來て、他の力に向つて反抗しやうと、殆んど無意識的に努力するのであります、されば自分の現在の境遇を熟知しつゝも、尙且つ此不自由を感することが、他の丁年者などよりも痛切であります、爲めに其苦痛を覺え、不愉快の感じのあることが、夢に於ては形式を變へて被害に關する夢となつて現はるゝことが割合に多いのであります。而して我儘盛りのものを統御して行くのは恰も甕籠で鯰を抑へるやうなもので、なかなか甘く急所を見付けて、靜に抑へつけてしまふといふことが困難であります。即ち抑へられると何時か潛り出でゝ、自由の方面へ向はんと考へて居る、從つて單純に壓つしたからといつてそれが何時迄も長く續くものではない。例へば學校で比較的に壓制の先生が來たといふことがあつても、之れに彼等は何時迄も服從して居るものでない、必ず何か時期があると、脇の方からヒヨツト出るのが、無暗に自我の感情の强い彼等の一般の性向でございます。是等のことは戒護なさる方には甚だ厄介の性質でございますが、又厄介の處に戒護をなさる上に於て色々の趣味が出來て來るのでございませう。それで未丁年囚を拘禁するといふ場合には、色々の問題が起つて來るのでありますから、彼等を嚴格にしたが宜いのであるか、或は餘り嚴格にしない方が宜いのであるかといふやうなことは、お互に一利一害あることで、何れを是とし、何れを非とすることも出來ない、寧ろかゝる場合の理想的の方針としては、監督戒護の任に當る人に、適當な性格の人を得

て、各個人の性情に依て論ずるやうにしなければならぬ問題だと思ひます、壓制をした爲めに却つて惡くなつた場合もありませうし、或は壓制を加へずに、刑罰の執行といはんよりは、寧ろ感化院でやるやうな態度でやつた爲めに、行刑の效果が面白くなかつたといふやうなこともありませうから、一概には申されませぬ。

而して青年者には、人の性質を見拔くといふことがある。是は少し知識の發達して來て、先づ他人といふことゝ自分といふことゝが明に區別が出來て來た、幼年の時分から既に現はれまして、青年の頃にもなればこれが餘程上手になる。かの中學校などで先生の綽名を付けるのは三年級位に多いので初め新しい先生が來ると、一週間位は極く眞面目腐つて、チヤント講義を聽くが、二週間も經ぬ間にもう先生の缺點なり、特長なりを見て仕舞ひ、此先生は甘いなとか、今度のはさう思ふやうにいきそうにないとかいふて、彼等の方でそれに對する態度を採つて行くのであります。或はさういふ性質のみならず、顏貌から態度から何れも穿つた處を見拔いて、さうして却々大人でも考へられぬやうな穿つた綽名を付けるのであります。此綽名を付けるといふのは詰り人の性質を見拔いた譯であります。即ち自分に如何なる特長があり、如何なる缺點があるかなどいふことよりも、先づ自分に接近して居る人々のそれ等を見つけて、それに相應する策を講ずるのでありまして、これは生物がまだ自分の力の弱いといふことを自覺的でないにしても、知つて居る時には、一種の自衛本能として、長者に對しては自然とかくの如き態度に出るのであります、例へば下等な犬や猫でも、人の顏付を窺ふといふことは充分に出來るので御座います、それと同じやうな傾向が幼年者や青年者には、著しく露骨に發現するのであります。

若し又彼等を餘りに嚴重にもせずに、寧ろ寬大に處遇する時には、一面の弊害が伴つて來るのであります。かの一般の社會では、監獄といへば如何にも嚴しい、恐しいところであつて、所謂世の中の地獄といふやうに解釋して居る。けれども一朝犯罪行爲をして、入獄して見ると、官吏の取扱は思ひの外に寬大であつて、世の地獄どころではない、寧ろ氣樂なところだなといふ感じが彼等に起るのは處遇の寬大に失した結果、至るべき當然の念であります。然し又極めて嚴格にして置けばどうであるかといふに、常にブル〳〵慄へて居つて、極く拘くれた根性になつて、其結果として何事も公明でない、隱蔽をするといふ惡い癖を付け、卑屈な、小心な、社會に適合しないところの性質のものとなります。又それと同時に他人の行爲に對しては猜疑心が深くなつて來る、人を却々信じない、信賴すべき人も信じないといふやうな惡い影響を殘すのであります。かくの如くに嚴格にしても惡いが、又優しくしても面白からぬ影響は來るのであります。何れにしても青年期は身體なり、精神なりの發達す

る途中でありまして、女でありますと、十七八歳頃で殆ど發達して仕舞ひますが。男であると二十五歳位までは、ドン〳〵發達するのでありますから、其發達の經過中に受けた監禁生活よりの性情や、習慣は、却々除くことが出來ないのであります。所謂監獄的の性質を得るのは最も此未丁年囚時代に得られがちであります。是は極めてむづかしい問題でありますが、又それと同時に最も注意しなければならぬことで、嚴格にするか、寛大にするかは、各個人の性情に就て適當な態度を取らなければ、却つて刑の本來の目的を離れて、惡い結果を後ちに殘すやうなことになるかも知れぬのでございます。是は老練な方でなければ出來ないことでありまして、私は理窟上では嚴格にしては斯ういふ具合である、或は優しくしては斯ういふ具合であるといひますが、さて自分にやつて見よといはれると、容易に出來ないのであります。然しながら所謂日常の御經驗で御注意爲さつたらば、個々の人の性格を見るといふことも、或る程度迄は出來るのでありますから、それに應じて爲さると、全く同じやうな步調態度を以て、總ての人に對するよりも、多少は良い結果を得られるかと思ひます。

それから次ぎには短期刑の者を長期刑の者とがあるのでありますが、其短期刑の者といふのは一つの問題であらうと思ひます。長期刑の者はまだ先きが長いので、即ち程なく青年にも達するのでありますが、短期刑といふのは六ヶ月とか二三ヶ月といふやうな刑期の短い者である。是等は短い間の刑

でありますから二ヶ月や三ヶ月位であれば、少し利口な者であれば、所謂猫を被ることも樂に出來る。或は又監獄を出てから斯ういふ目的があるといふので、其方面に氣を取られて居つて、監獄は苦痛である。斯ういふ處へは來べきでないといふ觀念が起るよりも、先づ第一出たら此處へ行つて斯ういふ仕事をしやうといふやうな考へが、先きに立つて、現在の監獄生活の意味を解しないで、監獄を出て仕舞ふ者がありはしないか。短期刑の者に就てはまゝ斯ういふ傾向がありはしまいか、斯ういふことは一通り考へて置く必要があると思ひます。即ち餘り短期刑の者に對して餘りに寛大の取扱をするといふことは、是も其個人に依て違ひませうが、長期刑の者に比較して如何であらうか、二ヶ月や三ヶ月の刑で、却つて監獄にて得られ勝ちの惡い習慣や性情を付けるのみで、監獄の苦痛といふことを殆んど知らない內に、出て仕舞ふことがありはしないかといふことも、大に考へる必要があると思ひます。私共の淺薄な考へでは極短期の刑罰を青年者に適用して、果して效果があるかどうかを疑つて居るのであります、場合に依つては上述の如くに、却つて惡影響を加ふるに過ぎないと、思はれることもないのでありませぬ。

短期刑の者と長期刑の者とを同じ部屋に置うといふことが時にあるかも知れませぬ。さういふ場合には矢張り餘り宜しくないと思ひます。即ち一方はもう一ヶ月で來月何日に放免だと喜んで居るのに

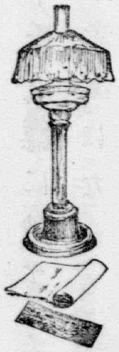
他方はまだ五年とか六年とか乃至はまだ長いのだといふので、兩者の間に監獄生活に對する感情に大なる差異が生ずるのであります、大勢の者が一緒に居つて、短期の者はドシ〳〵出て行く、自分一人は殘つて居る、かくて放免者のある其度毎に、感情に甚だしい動搖があつて、其結果自己の運命を悲觀し、益〻自暴自棄に流れ易いのも當然であります。勿論多くの場合は分けられて居るが、餘りに入監する人數の多い場合は、さう嚴密に分けることも出來ませぬから已むを得ずに、此不調和な長期刑の者と短期刑の者とを、一緒に入れて置くことが場合に依てあるのでありますが、斯ういふ場合は充分な考へを以てする必要があると思ひます。

それから罪質に依て房を分けるといふことは、一般から見て理窟のあることでありますが、是が必ずしも宜いか悪いか、容易に決められぬ問題ではあるまいかと思ひます。詐欺の者は詐欺の者ばかりを入れて置く、竊盜の者は竊盜の者のみを纏めて置くといふことは、一方には利益があると同時に、其反面に弊害がありはしないか、若し罪質を分けなくて竊盜も、詐欺も、横領も、殺人も一緒に入れて置くやうな場合は、各其行つたことが違ふのであるから、それに對する色々の話が起るとか、或は自分が今迄氣も付かなかつた不良の行爲の手段を覺わるといふこともありませう。けれどもかくの如き傾向は、同じ罪質の者を入れて置いても、矢張りあるであらうと思ふのであります、即ち却つてさ

ういふやうに、竊盜なら竊盜を一纏めにし、詐欺なら詐欺を一纏めにして置くと、境遇が同じであるから、裁判の決定に對しても、彼等が自分で考へて見ると、不公平であるといふやうな感じの起る場合もありませう、例へば甲の者は十圓位の價格の物を盜んだのに、三ヶ月の刑であるのに、乙の者は矢張り十圓位の物を盜んで一ヶ月位の刑を受けて居る、さうすると兩者の間に大變刑期の相違がある、若し斯ういふ場合に年の若い者であると、自分の犯罪行爲に至つた徑路がどうであるといふことに氣を付ける前に、先づ十圓といふことから打算して、乃公も十圓で、君も十圓であるに、お前の方は刑期が甚だ短いのに、乃公の方は不公平に長いといふ感じも起りがちでありませう、さういふ場合は不公平であるといふ感じのある爲めに、行刑の目的が動もすれば脫れて仕舞ふやうなことになるのであります。又同類が集まるといふ場合には、例へば學生なら學生が集まる場合は、學生仲間に相通ずる話が起る、殊に其學生が同じ研究題目の下に研究して居るやうな時には、其研究の題目で色々の論が起るのは、自然の勢であります、これと同じく竊盜なら竊盜、詐欺なら詐欺同志集まると、各同類である點からして、一面にお互に同情し合ふといふこともあれば、又他面には自己の不良行爲に對する技術の話が出易い、殊に善につけ、悪につけて同類が集れば、何時でも其間に一種の自慢心や、虚榮心が起つて來て、自分の行爲の性質の如何はさて措いて、自分の敢て爲さないところの手段や方法まで

をも、自分のことゝして語り、不良行爲の成効を得々として話し、お互に惡事の進歩の方向へ、不知不識の間に踏み込むのである、これは茲にいふ不良行爲などいふ特別な場合でなくても、一般に人の有する弱點であつて、これが又其物の性質に依つては、大に人の長所ともなるのであります。即ち同質の犯罪者をのみ集めて置けば、自然此傾向に入り易いのであつて、明に一つの弊害と見られます、殊に虚榮心の危い、考の未熟な未丁年犯罪者に就ては、注意しなければなるまいことゝ思ひます。即ち同じ罪質の者のみを一つの室へ入れて置けば、雜多の罪質の者共を集めて置くよりも危險でないといふやうな、極單純な一面的な觀察をして、以て安んじて居つてならぬことゝ思ひます。然らば罪質別を採るか、採らないかといふことは、今急には斷言することは出來ない、けれども少くとも雙方に弊害の併ふことは、着眼してかゝらなければ、時に誤ちを來たすことがあるものと信じます。されば斯かる場合は、罪質よりも寧ろ其個人の性質に重きを置いた方が效果が多くはないかと思ひます。

又同じ初犯であつても、私が今更ら申す迄もありませぬが、唯だ一回しか不良行爲をしない者と、數回して初めて捕えられた者とがあるのであります。かくの如き場合には之を何れも初犯者といふ下に、同じやうに處遇することはどうであらうか。唯だ一回しかしなかつたといふ者と、數回したといふ者の間には不良行爲に對する其人の傾き具合に、餘程相違があるに違ひないのであります。幾度かやればやるだけ、俗にいふその方面へ道がつくのでありまして、大にやり易くなると共に、不良行爲に對する道德上の感じが鈍くなり、大膽に趣くのであります、即ちその不良行爲に對して習慣が付いて來るのであります。かくの如き稍〻習慣的に傾きかけた者と、唯一回しか不良行爲をしなくて、既に多少其行爲に對して悔悟の念を抱き、自己の不善に心付いて居る者とは、同じく初犯として見らるゝも、大なる懸隔が存するのであります。さればこれは明に區別して多少異つた處遇の下に置くやうに努めた方が、其比較的に善良なる者に對して、親切なやり方であつて、且つ社會の爲めに出獄後に於ける彼等の性情の變化を、甘く調整して行く一つの道かと思ひます。（未完）



資料

フィッシャー氏反應に就て

附自家考案になれる變法

醫學士古瀨安俊
醫學士藤井靜英　共述

一九一二年モンタナーのドクトル、シー、フィッシャー氏は第二第一鐵青酸加里の〇·五%液を肺結核患者の胸部皮膚上に塗し、直に一%鹽化鐵溶液をとりて其上に塗抹し、其反應に就て發見する所あり、患者一〇五名に於て其實驗成績を報告せり（ミューンヘン醫事週報一九一二年八月十三日）

氏の報告を摘錄し其檢査方法及び其成績を述ぶれば次の如し

第二第一鐵青酸加里液を二個の同大に丸めたる脫脂綿一ッに浸し、之を肺の健側に塗り又患側に塗抹し、次に他の綿塊に鹽化鐵液を浸し其上を塗布す、然らば忽ちにして健側には「ベルリン」青を作り青色反應を呈するも、患側には之に反して現色制止を見るべし、其塗抹する場所としては上下鎖骨窩及上下肩胛窩を選べり、然らば反應は程度相異なり、三樣の場合を生ず、即ち

一、左右同等强青變
二、左右同等弱青變
三、左右不等度青變

なり、而して一定の皮膚面積上に用ふる溶液量は、勿論測定する能はざるを以て、一及二の場合は簡單に陰性と稱す可く、第三の場合に於てのみ初めて陽性と認め得べし、然らば之を病的關係の存する徵候と認めざるべからず、此反應は健康者には常に陰性なり、胸部內臟器の疾患に於て初めて著色の差を生ずるものなり

而して此反應の本態に就ては、單に「ベルリン」青變色を制止するは、皮膚分泌物の化學的作用に歸因すべしと云ひ、其證として結核患者の腋窩より生ずる汗汁を試驗管內に採取したるものも同一なる制止反應を呈すと言へり

而して其結論に曰く、新鮮なる肺結核及舊病竈の再發の際は最此反應著明にして、治癒せる肺結核病竈にては不明瞭なり、治癒に際しては聽診上所見消失よりも、先じて消失するものなり、故に反應

は寧ろ早期症狀と云ふ可く、或程度迄診斷的價値あるものなり、但し全然其反應のなきことを以て病竈のなき或は治癒せるものと決定すべきものにあらずと、吾人は此報告を手にして思へらく斯かる單簡なる試藥を以て果してフィッシャーノ言ふが如くんば、實に診斷學に貢獻する所たるや大なり、而して亦其反應が果して臨床上治癒の先驅をなすものならんには、亦結核治療上大なる據る所を得さしめ、推しては「ツベルクリン」注射療法にライト氏「オプソニン」指數以上の便宜たらしむるものなりと、之れ吾人が此反應の正否を實驗に問はんと欲せし第一の理由なり、依つて吾人は先づ試驗管内に於て、兩液が如何なる關係にあるかを見、以てその準備試驗を行へり

準備試驗

吾人は先前記試藥及黃色血滷鹽、赤色血滷鹽の各〇·五%水溶液を作り、之が第二鹽化鐵一%液と如何なる化學的關係を有するかを檢査したり

一、赤色血滷鹽に鹽化鐵を加ふるも唯褐赤色を增すのみ之を熱するも何等青色を呈せず

二、黃色血滷鹽に鹽化鐵を加ふれば青色の沈澱を生ず、此沈澱は水に不溶にして酸に强く、鹽基に逢ひて褐赤色となる、之に酸を加ふること强ければ再び青色となるを知れり、此二試藥を加へて生ずる青色沈澱は即ち「ベルリン」青なり、若し鹽化鐵注加量少量なれば青色薄く沈澱とならざることなし、化學の教ゆる處に從へば次の如き關係を有す

$$K_4Fe''(CN)_6 + Fe'''Cl_3 = KFe'''Fe''(CN)_6 + 3KCl.$$

茲に生じたる $KFe'''Fe''(CN)_6$ は即ち Ferriferrocyan-kalium にしてフィッシャー氏の試藥と同じものなり

之に尙多量の鹽化鐵を追加すれば、次の如き反應を呈して「ベルリン」青を沈澱すべし

$$3K_4Fe''(CN)_6 + {}_4Fe'''Cl^3 = 12KCl + Fe_4'''Fe''_3(CN)_{18}$$

三、吾人は第二第一鐵靑酸加里手許にあらざりしを以て此の試藥を次の如くして作れり、即ち $K_4Fe(CN)_6$ の原子量は 366.32 にして $FeCl_3$ の原子量は 161.17 なり、故に鹽化鐵一瓦は、黃血滷鹽二·二七瓦と化合する割合なり、故に吾人は黃血滷鹽一に對し、鹽化鐵〇·四三九と結合するを知り、又第二第一鐵靑酸加里一瓦を作るには、大約黃血滷鹽一·一九七と、鹽化鐵〇·五二七瓦を要す、故に此各の十倍量を精密に秤量し、各一〇立方仙の蒸餾水に溶解し、其各一立方仙宛を合し、之を二〇〇〇立方仙に蒸餾水を以て溶解したり、此際先づ二〇〇〇蒸餾水より二立方仙を去り、之に黃血滷鹽液一立方仙を入れ能く混和し、之に鹽化鐵液立方仙を注加するを可とす、然らば鹽化加里の混合せる〇·五%「フェリ、フェロ、チアン」加里液を得べし

此の試藥は薄青色にして透明なり沈澱を作らす

之に鹽化鐵液を尙追加すれば、前項に述べたる如く「ベルリン」青沈澱を作るを知りたり

四、次に「ベルリン」青粉末をとり、その〇·五瓦をとり少量の稀酸を加へ、次で一〇〇立方仙の蒸餾水に加へたる「ベルリン」青溶液少許を取り、之に鹽化鐵を加へたるも何等の反應も認めざりき

以上の試驗によりて、吾人は「フェリ、フェロ、チアンカリム」は、黃血滷鹽の A_2 に Fe^{cc} の置換したるものにして、之を作るには黃血滷鹽に鹽化鐵を少量働かしむれば可なるを知り、フィッシャーの反應なるものは、之に更に鹽化鐵を働かしめ、其可溶性「ベルリーネルブラウ」（オストワルド化學書による）を水に不溶解性の暗青色なる「ベルリン」青に變化せしむるものなることを知りたり

健體皮膚現色試驗

吾人は試驗管內に於て、前記の事實を確定したるを以て次に健體に於ける「ベルリン」青呈色の度合を見んと試みたり、而してフィッシャーの報告に示せるが如く、健體に於ては常に「ベルリン」青を作ると云ふ前提の許に、自己を以てするの勝れるを感せり、彼のワッセルマン徵毒檢查試驗に於て對照たる健康者血清は試驗を行ふ術者自己を以てするが最も安全確實なりとせらるる如く、勿論吾人

と雖も潛伏結核を否定し得ずと雖も、亦自ら信ずる所あり、先づ自己の皮膚を以て行へり、而してフィッシャーの言ふが如く、病變ある胸部皮膚上にのみ起る反應なるを以て、吾人は前膊殊に其屈側の皮膚比較的白色にして、著色の如何を見易き個所を撰擇せり、而して敎室同人四名に就き、前記各試液を用ひて試驗せり

其方法はフィッシャーの原法に從ひ、綿塊を用ひ兩液の塗抹は前記の方法に從へり、其結果によれば前記、試驗管內試驗に一致し、何等呈色阻止するを見ざりき

此際吾人は水溶液を塗抹するの甚不快なるを感せり、何となれば皮膚脂肪を有し、試藥は平等に塗布されずして處々に水滴をなし、又その水滴は落流して患者に不快の感を與ふべきを想像せしむ、而して又皮膚分泌物と融合せしめん爲、尙一回塗布する時再試藥を浸さゞるべからず、或は水滴落下し皮膚乾燥する爲尙一回塗布を要する不便あり、フィッシャーハ上下鎖骨窩上下肩胛窩を選擇せり、上鎖骨窩及上肩胛窩にては可ならんも、下鎖骨窩及下肩胛窩に於ては患者を仰臥或は腹臥せしめざるべからざる不便あり、而かも此不便は尙忍ぶ可しとするも、反應度甚だ不定なり、これ水滴落下すると、水滴の皮脂の爲め、十分皮膚上の一物質（フィッシャーノ所謂分泌物）と、よく混合し得ざるに歸せざるべからず

而して又吾人は「フェリ、フェロ、チアン」加里其物が已に青色なるを以て、其薄層に附著したる所と、又厚層の水滴をなす處にて已に多少色の厚薄を認むることを發見し又フィッシャー氏自己の自白せる如く、一局處に應用したる試藥量不定にして圖る可からざる不利あるは、大なる缺點なることを信せんと欲す

以上の事實は、吾人の當試驗の準備中に已に發見したる點にして、吾人をして既に其變法の必要なることを感せしめたり、吾人は前試驗に於て知れる如く、黃血鹽鹽に鹽化鐵の化合したる「フェリ、フェロ、チアン」加里を用ゆるよりも、黃血鹽鹽に鹽化鐵は用ひ能はざるが、若し用ひ得とすれば此の黃色なるは「フェリ、フェロ、チアン」加里の青色なるに比して遙に色度の差異を認め得べきなり、之れ吾人の益々本反應に興味を得たる所以なりき

自家考案になれる試藥

準備檢査に於て、吾人は反應の不定なるに鑑み、其原因を究めたるを以て、可及的試藥の皮膚に粘著し、流下せざるものにして、又皮膚分泌物と可及的よく混合するものたるを必要と認めたり、而して此際忘却すべからざることは、一般に化學的反應は、水溶液にて完全に行はること、及中間物質が兩試藥の化學的觸合を阻止するものなるべからざることなり

故に吾人は種々なる物質、油類、「リスリン」等にて試驗し、遂に「ワセリン」軟膏の優秀なることを知り得たり

而して吾人は、一定局處に塗布する試藥量は、亦其色の度合に大關係を有することを知りたるを以て、可及的其使用量を一定する必要を認識せり、依つて種々考慮の上黃血鹽鹽と鹽化鐵の示はす青色度を、前記「ベルリン」青液と大凡一致せしむる樣作成せり、而して其麻實大をとりて塗布することゝ定めたり、其製法次の如し

黃血鹽鹽	○○五
「ワセリン」加溫液	一○·○

先づ黃血鹽鹽を少量の水に溶解し「ワセリン」を加溫溶解せるものを加へ、能く混和し冷却せしむ、注意すべきは此混和十分ならざるべからざることなり、平等に混和せざれば結果を不定ならしむるは理の當理なり、故に混和したる後急激に冷却せしむるか、或は乳鉢内にてよく磨練すれば試藥は「ワセリン」中に平等に混和凝固す、其一小塊を處々より取り平等に混和せることを證したり、之を第一試藥とす

鹽化鐵　○·一

「ワセリン」加温液　一〇・〇

製法及注意第一試藥の如し、何故鹽化鐵ヲ〇・〇一としたるかは次の化學式により明瞭なるべし

$$3K_4Fe(CN)_6 + 4FeCl_3 = 12KCl + Fe_4Fe_3(CN)_{18}$$

即ち黃血滷鹽三に對し、鹽化鐵四分子を要す、而して鹽化鐵の過剩なるは反應を完全ならしむると共に、少しも結果に變化を來すことなきは化學の教ゆる所なり、故に吾人は鹽化鐵を黃血滷鹽の倍量たらしめたり

吾人は亦「フェリ、フェロ、チアン」加里の軟膏劑を作らんと欲せしも結晶手許にあらざりしを以て之を再試に讓り、フィッシャー氏原法の水溶液を用ひ比較する所ありたり

健康者ニ對スル準備試驗

之に就ては吾人の前膊に行ひしもの、及吾人の家族に行ひしもの都合七人何れも現色陽性にして特に記すべきことなく、唯フィッシャーの報告に原ける水溶液のみは甚だ不便にして且不快なることを覺へしめたり、吾人はその水滴の落下する爲綿塊或は「ガーゼ」にて拭ひ取り、その著色度を定めんと欲し數回試驗したるも結果不良なりき、之に反して吾人の試藥は愈〻便利にして其反應も遙に明瞭なるを認めたり

予は吾人の此藥を使用するに際しての注意、及術式に就て一言し次に肺患者に就ての實驗に移らんと欲す

五、試驗術式及注意事項

先づ既往症現在症及主訴を聞き、次に理學的診察を行ふ、若し胸部に理學的に所見あらば、その疾患左右兩側か或は偏側なるか、或は如何なる部位に症候尤も明瞭にして何の部位に症候不明瞭なるか、犯されたるは肺の上葉か下葉か、右側ならば中葉かを詳査し、最後に兩側相對處 Symmetrische Stelle を殊に注意して檢査し、次に現色反應を試驗し、その成績を一々記錄に誌せり、吾人の試藥は皮膚に粘著し得るを以て、隨處施行し得ると雖も、先づ左の個所を選定せり

一、兩肺尖(上鎖骨窩)

二、兩下鎖骨窩

三、乳垂線と腋窩線の中間第八肋間

四、肩胛棘の上內方

五、肩胛下角の下內方

六、病勢著明なる個所と其相對處

試藥は其用量を可及的一定する爲め、小匙尖を以て小豆大を掬ひとり、之を硝子棒にて塗抹すべき皮膚上に移し、硝子棒にてよく塗抹すべし、此際決して術者の指を觸れしむべからず、又其匙及び硝子棒はよく脫脂綿又は「ガーゼ」にて拭ひ、決して其一少部分をも附著せしめ置くべらず、而してその塗布は皮膚分泌物（フィッシャーの言ふが如くんば）と「ワゼリン」と良く混和する樣少し强く磨込む位になすべし、次に尤も注意すべきは塗布面の大なり、之れ呈色に大關係を有するを以て、之を一定せざるべからず、吾人は直徑約三仙迷の圓形を標準とし、塗抹する時間を四十秒となせり、之れ理由あることにして試藥が「ワゼリン」に混在せるを以て、十分不明物質との接觸をなさしむるに必要と信じ、亦時間的研究の結果尤も明瞭なる反應を呈するを知り得たればなり、第一試藥の塗布終らば、直に前と同量の第二試藥をとり、前者の上に塗布す、此時にも匙及硝子棒の注意前の如く　塗布面は前者の上を迴るべく、塗布時間も四十秒を以て標準となせり、多數の場合に於ては三十秒乃至四十秒にて、現色すべきものは其呈色を完成し、尙擦込を續行するも何等增色することなし、然りと雖も時として呈色やゝ後れて發現し、五十秒六十秒にて完全さるゝことあり、又現色制止をなすものと雖も、時とすると五十秒六十秒間續行する時は呈色を生ずることあり、吾人は之を後期反應（pätreac-ti-

と呼ばんと欲す

檢査終了せば「ガーゼ」を以て良く拭取るべし、何等痕跡を殘すことなく患者に不快の念を與ふることなし

六、臨牀的實驗

大正元年十月十七日某所に於ける病室、入院患者に就きて檢査する便宜を得たり、吾人は某所長及醫局員に向て甚大の感謝を捧げんと欲す、吾人は病牀を有せざるを以て之を患者に試むる機會は全く逸し去らんとせり、然るに某所に於ては全く吾人の希望を入れ、幸に多少の檢査を行ふを得たり、茲に某所と云ふ眞に無責任なるが如きも、少しく理由あつて紙上に明記するを許されず、讀者幸に諒せられんことを請ふ

＊＊＊　實驗第一　＊＊＊

患者　ウ、エ、三十四歲男

入院　十月二日

發病　九月末

診斷　肋膜炎及肺尖加多兒

主訴　夜中咳嗽、喀痰、睡眠不足

理學的診察所見摘錄

右肺尖少しく打診上、濁音抵抗あり、左肺尖通常右下部濁音、聲音振顫全く觸れず、左下部清音聽診上、右肺尖小水泡音をきく、左肺尖陰性、右下部呼吸音開えず、左胸部呼吸音一般に粗性なり

現色反應

右肺尖制止	左肺尖呈色＋	
右前下呈色＋	左前下呈色＋	
右後上制止	左後上呈色＋	
右後下制止	左後下呈色＋	

實驗第二

患者　ウ、ォ、二十五歲男

入院　六月

發病　三年前

診斷　結核淋巴腺腫

主訴　兩頸側腫瘍

理學的診察所見摘錄

胸部に異常を認めず、榮養可良、頸部腫瘍は兩側に存し、無痛性數個の腺腫塊なり、皮下組織と癒著し皮膚やゝ赤發せり

現色反應

左右前上部	同等呈色＋	
左右後上部	同等呈色＋	
左右後下部	同等呈色＋	

頸部淋巴腺腫上左右共制止

實驗第三

患者　テ、ヱ、三十一歲男

入院　四月十五日

發病　三十八年頃

診斷　肺結核

主訴　咳嗽、喀痰、盜汗、食慾減退、羸瘦

理學的診察所見摘錄

兩肺尖打診上濁音、兩前上部濁音、後部上下全體濁音、唯右方較々清音なり

聽診するに兩肺尖前上部濕性小水泡音、左腋下に大水泡音を聞く、呼吸銳利なり後部上方には左右共小水泡音、下部には左方に呷氣音、右方には水泡音を聽く、病症に比し榮養は可良なり、熱三八・二分

現色反應

右前上呈色	+	左前上呈色	+
右前中制止	一	左前中呈色	+
右後上制止	一	左後上制止	一
右後下制止	一	左後下制止	一

實驗第四

患者　テ、ケ、四十七歲男

入院　五月四日

發病　四十四年十一月

診斷　肺結核

主訴　呼吸時右胸下部の疼痛、不定熱

理學的診察所見摘錄

發病時には熱、刺痛、咳嗽、喀痰甚しかりしと云ふ、現時に於ては前項主訴のみ

前胸部異常なし、疼痛は右腋下第八肋骨の邊にあり、指壓するも痛なし、後部右下全く濁音を打診上に認む、左方異常なし、聽診に於て左部呼吸音銳く、右下部に小水泡音を聽取す

現色反應

左右上前並に肺尖部同等呈色	+		
左右前下	同樣呈色	+	
左右後上	同樣呈色	+	
左後下呈色	+	右後下制止	一

吾人は此患者に於て病竈局限せるを認め、次の興味ある實驗をなし得たり即ち余は如何なる程度

迄反應鋭敏なるか、又病竈とその周圍の健康部との關係は、如何なる反應を呈するかを見んと欲し、先づ第一試藥を毘沓に一定量とり、之を健側に病竈に相當せる高に於て眞横に腋下線より脊椎柱に至る迄塗布し、次に前と同量を同樣に脊柱上より右側腋下線迄病竈上を通過して塗布し、次に試驗管を二本とり能く清拭し、之を横にし左右側を平等に四十秒間上下一寸幅許りに塗擦せり、此際試驗管を側方に移動せしめず只上下に運動せしむるのみとし、以て可及的試藥の側方に移行せざる樣注意したり、然る所結果は驚く可し左側に於ては脊柱上迄呈色明瞭(+)にして、右側に方ては病竈上約二寸の幅に於て制止を見、脊柱に近くに從ひ現色段々明瞭となるを認めたり而して其他端は前右下に見たる現色部に移行したり

爰に於てか予は、更に尙一回上肩胛骨部より脊椎に竝行し病竈上を過きり、前線に垂直なる一線を劃し試驗せるに驚く可し再び病竈上に於て制止を見るのみならず、上向するに從ひ著色し初め段々其色を增し、遂に前に確めたる右後上現色部に移行するを認めたり

爰に於て吾人はその呈色制止力は、可なり强大なるべきを想像し他の適當なる患者に就て之を試驗せり（第八、第十一、第十四例參照）。（未完）

雜　錄

醜惡なる文藝及び興行物の取締に就て

谷田監獄局長談

警視廳では十月二十日限り、從來淺草公園や其他の活動寫眞館で盛んに興行して居た「ジゴマ」とか「バドラ」とか云ふ樣な犯罪を材料にした活動寫眞の映寫興行を禁示したと云ふ事であるが、犯罪防遏を目的とする刑事政策の立場から觀れば斯樣な物は頭から跳ね付けるべきもので、今迄默過して居たのが私には合點が往かぬのである、

一體世間では犯罪防遏の事と云へば、警察で泥棒を捕へたり、裁判所で人殺を裁判したり、監獄で赤い着物を着せたりする丈けの事で、此より外に仕事はないかの樣に思ふて居るかも知れぬが、決してソンナ簡單なものではない、警察で犯罪事件を檢擧したり、裁判所で罪人に刑罰を言渡したり、監獄で裁判所の言渡した刑罰を執行したりする仕事が犯罪防遏の爲めに必要な事は素より言ふを待たぬ所であるが、是は既に發生した犯罪を鎭壓する方法であつて、此樣な既發の犯罪を鎭壓する方法のみ

では十分に犯罪防遏の效果を擧ける事は出來ぬのである、眞に犯罪防遏の效果を擧げんとするには、既發の犯罪を鎭壓する事の外に、未發の犯罪を豫防する工夫を運らさねばならぬ、而して犯罪を未然に豫防するにはドンナ方法を採るかと云へば、是には色々ある、不良少年を感化するも其一方法である、出獄人を保護して遣るのも其一方法である、アルコホル征伐も其一方法である、失職者に勞働を紹介して遣るのも其一方法である、其他風俗の改良を目的とする事業でも、慈善救濟を目的とする事業でも、宗教々育の普及を目的とする事業でも、何れも皆な直接間接に犯罪豫防の方法となるのであるが、就中醜惡なる新聞、雜誌、小說の類と興行物とを取締つて、懶惰、輕薄、奢侈、淫猥、兇暴、殘忍、寇偷、盜掠、詐欺等犯罪の因となるべき惡德の流行を杜絕すると云ふ事か犯罪豫防の上には最も必要なのである、

抑、犯罪人と云ふ者は非常に模倣性に富んで居るもので、犯罪と云ふものは激烈な傳染性を帶びて居るものである、佛蘭西のタルドと云ふ人は犯罪の模倣性に付て最も詳しく論じた學者であるが、此學者の言に、病氣の傳染力を蒸汽に比すべくば、犯罪の傳染力は電氣に比すべしと申してある、是れは犯罪心理學上爭ふべからざる眞理で、犯罪人の模倣性、犯罪の傳染力は實に驚くべきものである、私などの經驗に照して見ても、義賊の芝居を見て盜心を起したとか、何人斬りの新聞を讀んでツヒ自分

でもやつて見る氣になつたとか、詐欺師の公判を傍聽してインチキの術を學んだとか、贋造貨幣を摑まされてから自分でも試みる樣になつたなどと云ふ事は決して珍らしくないのである、近松の院本が流行してから男女の心中が俄かに殖えたと云ふ事は昔の話であるが、今の代でも一人の學生が人生不可解を唱へて華嚴の瀧に投身してから、續々之に倣ふ者が出來て、華嚴病は一時の流行を極めたではないか、犯罪も自殺と同一性質のもので、第一の首無事件が起れば續て第二の首無事件が起る、一人のピストル强盜が出れば十人百人のピストル强盜が現はれる、鼠小僧か出れば鼬小僧や電小僧が續て出る、要するに犯罪は更に犯罪を呼ひ起し、惡黨は新に惡黨を生み出し、同類相續き相傳へ綿々として斷えさる犯罪の系統を形ち造るのである、

是に由て觀れば犯罪の模型や標本を世間に紹介すると云ふ事は恰も犯罪バチルスを蒔き散らす樣なもので、是か新犯罪の發生を促す原因になるのであるから、犯罪を豫防するには是非共犯罪の模型を紹介する事を禁遏せねばならぬのである、而して犯罪模型の紹介物には色々あるが、最も有力なものは醜惡なる文藝と興行物とである、夫故に近時歐洲諸國では大に新聞雜誌小說興行物の取締に注意し數年前から此事に付て萬國會議を開き、熱心に適當な取締方法を講究しつゝあるのである、

現時我國に於ける新聞雜誌小說や興行物の有樣は如何である乎、試に一枚の新聞紙を披て見れば、

所謂三面記事の大部分は强盜、强姦、殺人、放火、窃盜、拐帶、詐欺、恐喝などゝ云ふ犯罪事件で埋まつて居る、而かも新聞紙が此等の犯罪事件を描寫するや、無暗に二號活字を用ひ、矢鱈に想像を逞ふし、極力主人公の人物と行爲とを紹介するに努めて居るのである、又小說も其通りで、主人公は大抵惡人か破廉耻漢か、意氣地無しか、道樂者か、さもなくば姦夫姦婦か、藝娼妓か、ニヤケ切つた色男か、危險千萬な空想家などである、コンナ厄介者の惡性や醜行を遺憾なく發現して讀者の感興を惹き起すのが、小說の美術たる所以であると稱して居る、輿行物に至つては活動が第一の呼物で、其內容は「ジゴマ」や「バトラ」が代表して居るのである、何と淺ましい有樣ではあるまいか、

醜惡な記事や輿行物で最先に影響を受ける者は無分別な青年と犯罪的傾向ある惡人である、殊に後者は之に因て新に惡事の敎訓を受け、暗示を得るのである、啻に青年と惡人のみならず、一般社會は之に依て冥々の中に高尙純潔な感情を濟され、醜事に對する憎惡の念を鈍くするのである、斯樣な事は統計を以て證明する事は出來ぬが、自然主義若くは社會主義の小說や「ジゴマ」「バドラ」式の記事輿行が知らず知らずの中に我社會の風敎を害し、直接間接に犯罪の素因を作つた事は爭ふべからざる事實で、誠に痛嘆に堪へぬ次第である、

私は平常新聞記者に逢ふ毎に如上の趣意を喋して注意を促すのであるが、記者の言ひ分では是でなければ讀者が承知せぬから仕方がないと云ふ事である、成程今の社會は醜惡の事に最も感興を有つので、新聞や輿行物は畢竟社會の趣味を迎合して居るのではあらうが、さりとは情ない譯で、斯樣な有樣では警察が如何に機敏でも、裁判が如何に適切でも、監獄が如何に囚徒の改善に努めても、新しい犯罪は續々發生して、社會の根柢は段々に弛んで來るのである、

「ジゴマ」や「バドラ」は幸に退治せられたが、私は更に一步を進めて新聞や、雜誌や、小說の取締に着手せられんことを希望して已まぬのである、

（本說は谷田監獄局長が事務多端の際に於て談話せられたる要領を收錄したるものなれば文責固より編者に在す）



談叢

回想

石井典獄談

鴻鵠南に歸つて草木黃凋するも、獨り菊花の霜に傲るありて芬香郁々たり、紅於錦繡一段の色を添ふ晩秋の候、日暄にして小春の如く、微風搖かず、砂塵飛ばず、寔に絕好の日和なる十一月十日、石井典獄を千葉監獄に訪はんとして蝸廬を出づ。兩國橋を渡れば帶の如き墨陀の長江は、汪洋として緩く海に朝宗し、遙に認む綾瀨の邊淡烟一抹如拭碧空に迤く、兩國橋停車場出發の滊笛一聲殘れる裏に、早くも本所龜戸と過ぎ、平井小岩に至る、小岩より市川に至る間田野大に開けるが、收穫未だ終らずして處々黃穗の穰々たるを見る、里見の城址たる國府臺の裾を洗ふ江戸川の清流を越ゆれば直ちに市川驛たり、中山を經て船橋に達す、元來上總は平野の國なるが、殊に船橋邊は坦々際涯なきまでに田圃遠く連りて、少許の山影を見ず、去れば眼界頗る豁しと雖も景趣極めて平凡、既にして幕張稻毛に到れば、丘を隔てゝ

青松茂樹の上より烟波渺茫たる海を望むを得べし、此日風なければ海面疊々鏡の如く、帆船漁舟の靜に去來するを火車中より瞥見せり、千葉に着くや直ちに腕車を賃して官舍の門を叩く、幸に惰勤の開ある典獄は日曜なるにも拘らず在舍して生を引く。

生は來意を告げ談話を聽かんことを求むるも、謙讓なる典獄は沈默語らず、强いて左に揭ぐる經歷の幾分を聞くを得たり、而かも署內の事柄や、時事の雜談に、時の移るを覺へず遂に夜の三更に至る、乃ち辭して門を出づれば夜色沉々行人稀に、萬籟寂として唯り星斗天に爛けるの時逆旅に投ず。

明日再び典獄を監署に訪ふ、典獄は生を導いて獄裡を觀覽せしめ、且つ慇懃に說明の勞を取らる、監獄の建築は比較的新式にして、監房作業場其它に至つても地方に於て稀に見る所、且や內部の整頓せるを、獨居房の多きとは誇るに足るべし、作業の種類雜多ある中に於て、麻眞田と鼻緒作業とは異彩を放てり。又隔離所の淸潔にして行屆きたるは、囚人を所遇するの親切なるを推知し得べし、聞く石井典獄赴任當時は肺病患者の此處に收容さるゝもの大抵死亡するを以て、疾みて此處に投せらるゝものは恰も屠牛場の羊のそれに似て、死所と觀念し非常に忌嫌ひしが、近來は之に反して殆んど死するものなければ、心を安んじ喜ん

で靜養するに至れりと、此事些細なりと雖も亦以て典獄が治獄に熱心なるの一端を觀るに足るべし。若し夫れ監內到る處樹木を植へて蒼翠滴るが如きは、衛生と雅致とを兼備せるものと云ふべく、其赭色の煉瓦壁に對し好個の配合たり。

茲に特に記すべきは典獄の理想として現に實行しつゝある、吾國體の淵源にして、家族制度の根元たる祖先崇拜の觀念是なり、典獄は說いて曰く、祖先崇拜の觀念は勿論一般囚徒の信條となすべきも、特に千葉の如き藩政久しく王化に霑はず、惡風澆俗、德義も信念もなき奸徒無賴漢の集合處に於て、而かも僧侶宗教家の何等人心を歸依せしむるものなくんば、導善遷俗の法、之を措いて他に何をか求めん、人心を陶冶するの道、祖先を崇敬するに若くはなし、即ち祖先を敬愛するは親を敬愛するなり、親を敬愛するは　皇室を敬愛するなり、忠孝の觀念賴て以て培ひ、改過遷善の目的依て以て達すと、左れば新に入監せる者に對し必ず先づ祖先崇拜の儀式を說き、又各房位牌を備へて尊屬親の命日に其名を記し以て心の供養をなさしむと。

生は典獄に對し折角の安息日を妨げ、且つ深更に至るまで睡眠を妨げ、更に公務を妨げたるを多謝して、監獄を辭し去ると共に千葉町に別を告ぐ、十一日午後車窓に暖かき日光を受つゝ東京に歸れり。

生は頃日來荊妻豚兒兩ながら二豎に罹り死に瀕する屢、看護數日寢食を安んせざる幾日、爲めに心慮し意銷す、從て詞藻枯渴、筆到らず意達せざるを慨みとす、故に杜撰粗笨の責素より生に在り請ふ恕せよ焉。（蜻洲生）

▲無病是神佛之加護　予の非常に頑健なるは天賦であつて、此點は自負し得る所なるが、去る十九年三月警部を拜命してから爾來今日まで二十幾春秋の其間、病痾に呻吟し藥餌に親んだことがない、從て缺勤せしこともなく、又公務を廢せしことなし、是偏に神佛の加護ならんと有難く思ふて居る、又暑中休暇の如きも公務繁忙の爲め取り得ることなく、稀に有りと雖も山に遊び水に棹すの風流を學んだことはない、此點も亦人に向つて誇り得る所である。

▲生來第一愉快　大阪府警察部に在りし時は大浦兼武氏の警部長時代で非常に同氏の愛顧を受けた、そも予の警察部內へ入りし初は明治十七年で、警察の雇書記を拜命したのであるが、聽がて東京の警察官練習所へ入所の希望を起した、然るに練習生となるには選拔試驗を經ざる可らず、而して該受驗資格としては雇書記にては可ならず、警部補代理即今日の巡查部長の如き資格を要するので漸く其資格を得て試驗を受けた、サテ試驗は警察部に於て二ケ處に試驗場を設け、本省より試驗問題を出した、

大阪府警察部内の警部百五十名中より七名を拔擢し、巡査約千八百名より三十六名を選拔したのである、予は最初の一日は巡査側で試驗を受けた處僥倖にも出來が能かつたので、翌日からは警部の側に轉じて試驗を受け、三日で試驗を終へたが首尾克合格し東京へ出派する事となつた、是れ予が生來始めての非常なる喜びであつて、現在を通じて最も愉快を感ずるもの丶一である。

▲口角飛沫論物理　予が修學の志を齎し初めて東都の地を踏みしは、海内を震動せしめたる西南の戰亂漸く鎭定して間もなき世は明治十三年、鳥歌花笑彌生の空、人は東臺の爛熳たる櫻花に狂ひ舞ふの春であつた。是より先藤澤南岳翁の門に遊び、又草塲船山に就きて漢籍を攻めたるが、時勢の變遷に伴れて思想も亦一變し、法律を修むるの必要を感じた、乃で當時京都に在て盲人であつたが有名なる山本覺馬と云ふ人から性法講義を聽いた。去る程に其後上京の議熟し同志たる四五の友人と偕に上京して初めて銀座街頭に立つた時である、煌々たる瓦斯燈に一驚を喫した、而して其理を論究し各自所說を主張して鬪はしたが、今にして之を思へばげに抱腹に堪へざるも、當時は口角沫を飛ばして激論したのであつた。

▲以燒藷充食　偖て四疊半に立籠つて各所志に從ひ其好む所を相談したが、忠孝觀念が先入となりし予は、サーベル主義ならざる可らずと考へた末、士官學校へ入學せんと志して其準備に取懸つた、然るに予には一人の厄介者が附纏つている、幵は播州の人で高橋某と云ふ友人であつた、それを率ひて準備を爲さんには下宿屋籠城は迚も支ゑ難し、依て下谷徒士町に間借を爲し、二人で交る〳〵薪水の勞を取つた、然るに高橋某は天質蒲柳であつたから水汲みにさへ困難し、續て醫藥に親むに至つた、サア此くなると朝夕の食事にも事缺くに至り、三度の中二度は燠藷を食ふて凌ひだ事もあつた。

▲盛夏嚴冬孜々勤學　予は算術を神田駿河臺の某師に就いて學んだ、炎熱如燬暑中傘もなく、朔風劈膚冬晨素足で、午前午後と二回通ふたが、漢學書生の癖として兎角數理の觀念に乏しく、予も亦御多分に洩れぬ一人であつたが、其門に入りしより一生懸命になつて習つたので半ケ年も立つと漸く蔗境に入り、聽がて彌志願書を提出する時期になつて、幸か不幸か圖らずも予が半生の所志を挫き、生涯の方向を一轉する出來事に遭遇した、それは大阪病院に入院せる異母兄が死亡せる事にて、予は其相續人たるを約せる關係より其遺骸を奉じて香川縣へ歸鄉し葬儀を營んだ、これ其目的を抛棄するの已むなきに至つた原因である。

▲双漢相擁泣數奇　然るに一方に於てかの高橋某は、食ふ能はず學ぶ能はざるものから泣ひて其窮狀を訴へて來た、ソコデ兩先生より聽講の際書入をした漢籍と、多少の衣類とを典物として其資を給した。十五年に再び大阪へ出て來た時には既に其質物は流れて仕舞つた、而かも高橋は落武者となつて

大阪へ漂浪し來つたのが、予の大阪へ來た時と同時であつた、一日市中を逍遙すると途中に於て圖らずも高橋の妻を認めたから喚懸て會見し久濶を叙した、此時は互に手を取り暫時無言にて落涙滂沱たりし、これ實に黄金の友に非らずして管鮑水魚の交りをなしたものが、一朝袂を分つに至り、一皃南に翔りて一皃獨り東に止まり、山河百里相會はざる幾閲月、而かも相逢ふの日は、一は飄然零落の士、一は意氣沮喪の人、相抱いて不遇に泣く寧ろ當然であつて之を懐へば今昔の感に堪へずだ。

▲洋刀主義實行之第一程　話頭を一轉すれば此時代の世は駸々と進んで、僅かの間に殆んど總ての物の面目を一變するの觀があつた、予は關西法律學校の前身時代に入學し、法政學を學んで居つたが、時恰も家運傾きければ廢學して糊口策を講ずるの外なきに至つた、而してそれにはサーベルに若かずと、大阪府警察部へ漢文で警部志願の書面を提出した、時の警部長は櫻井義起氏で幸に前述の如く雇書記を命せられ、次で書記に任命された、是れ正にサーベル時代に入つた最初の第一程である。

▲父奮闘於職務子死於湯傷　東京の警官練習所を卒へて大阪へ歸り十九年三月五日警部補を拜命した時は、大浦氏去りて高崎親章氏が警部長であつた、十八年より十九年に亙つて大阪府は虎疫甚だ猖獗、日々新患者の發生二百名を下らざる程であつた、予は警察檢疫部の下で大阪府衛生課に勤務せしが、縱横に車を驅りて市中を監督し、これが爲め將に惡疫に罹らんとせしこと幾回なるを知らず、九十日

が其間一回も自宅へ歸らず、晷を以て夜に繼ぎ奮闘し居る中、思懸なくも自宅より三たび急使は來れり、曰く子供將に死せんとすと、驚破何事なるかと倉皇歸り來り見れば、何ぞ圖らん子供は鐵瓶の熱湯を浴びて燒傷みて苦叫し居らんとは、之を見たる予は堪へ兼ねて其腫脹れたる處に取り敢へず石炭酸を振り注けた處が、應急療法と思の外これが却て毒を與へたると同じく、死期を早めたとは素人の是れ實に前述の愉快と共に予の生涯に於ける喜悲の兩極である。

▲始爲典獄　二十三年まで保安課に勤務し、同年恩人櫻井氏突然警部長となりて德島縣に赴任せんとするや、予も伴にすべきを勸められたから、知己に感じ舊恩を荷ふ予は唯々として隨行した、爾來三十二年まで同縣の警察部に居つて保安課長となつた、又其後二三ケ月間知事官房主事なる屬官ともなつた、當時の知事は山縣伊三郎氏で、偶甲斐典獄病歿すると山縣知事の推薦で典獄を拜命した。

▲警官優遇之建白　予の曩きに警察官在任中、警察部內に於ける同僚の水に溺れ火に燒けて死亡するを屢目擊したから、其悲酸なる死を悼むの情甚だ切で、國家は須らくこれに對して相當に報ゆる所なかるべからずとの意思勃々たるものがあつた、予は警察部內を脫し屬官となり局外に立つたを幸ひ、時の內務大臣板垣伯に建白書を上つた、即ち軍人が千軍萬馬の間に往來して、家を忘れ身を忘れ妻子

を忘れて、國家に貢献すると倂しく、警官も亦水難火災病害等危險の場所に出入し、身命を堵して職務に盡瘁するものなれば、國家は宜しく之に相當の恩賞を與ふべしとの意見を認めて出したのであつたが、別に何等の沙汰もなかつた。

▲各地在勤　典獄に拜命したる後三十四年高知の典獄となること七年、久保田局長の時岡山縣に轉任して一年八ヶ月在任、四十三年四月水戸監獄に轉じ、同年十二月再び現在地なる千葉へ轉勤したのである。

▲訓誡一言能折釣竿　高知在勤の砌であつた、土佐は元來釣が極めて流行し、男女となく老幼となく、農夫も釣れば學生も釣る、猫も杓子も夏海塞江、綸を垂れて太公望を氣取る處である、從て監獄の連中も一竿を友とせざるものなき程であつた、一日某看守長來つて鼻高々と誇て曰く、私は釣を能くするので孕へ釣に行くと大小の銀鱗魚籃に滿つと、予戒めて曰く、孕は監獄より二三十丁の道程なり、若し其間に非常事變ありたらば如何にするかと、渠は飜然解するもの、如く拍と膝を打つて歸りしが、一週間斗り經て來て曰く、私は歸るや否何も言はずに釣竿を折り、釣道具を破摧した、スルト妻は飽氣に取られて狂氣なるやを疑ふたので、私は靜に悟して前日の事を述べ、且つ典獄は常に快樂は一己にて爲す可らず宜しく衆と偕にすべし、殊に職に監獄に在るものが一己にて快樂を貪るが如きは以ての外なりと訓へありしが　即ち今日に於て會得するを得たり、自今斷じて釣を爲さずと云聞かせたれば、妻は非常に其非を改たるを喜びたりと談れり。如此一言にして能く其意を了解する如き怜悧なる者は、職務上にも亦應用して能く功績を擧げ良吏たるを得べし。

▲認尤物於女子之股間　又岡山監獄に於て三十前後の女性で裁縫の敎師を勤めて居つた者が、竊盜犯の被告人として拘置監に入つて來たが、女監取締が身體檢査をすると、豈圖らんや股間尤物あるを認めた、取締は喫驚して慌たゞしく之を告げ來つた、ソコデ能々檢査して初めて女子に非ずして眞正の男子なることを發見した、渠は從來多年の間女性生活を爲し、又世間に於ても女子と認めて怪まなかつた、何故異性を裝ふたかと尋問すると、平生親共より身體虛弱なるの故を以て女子として取扱はれ、又自分も好んで女子の所作を爲したるが、長き年月の習性、遂に全く女子の動作を爲すに至れりと、痴愚も亦茲に至つて滑稽である。



統計

大正元年九月末日現在々監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減	前月比較	前年比較
刑事被告人	四、三二三	二五七	四、五八〇	四、〇八五	五、八一四	△	一、二三四	
受刑者	五七、五〇九	二、九二九	六〇、四三八	六〇、五三一	六三、八四〇	△	三、四〇二	
勞役場留置者	七一五	一〇五	八二〇	八六七	一、〇四五	△	二二五	
徵治人	—	—	—	—	—	—	—	
携帶兒	二六	三二	五八	四	四	—	—	
總計 監獄	六二、一七二四	三、一六二	六四、八八七	六四、三七七	六九、七九七	△	四九五	
總計 警察署留置場	八四九	一六〇	一、〇〇九	一、一六四	一、〇五五	△	一五五	
總計	六二、七七三	三、三二三	六六、八九六	六五、八九一	七〇、七八四	△	四、八八八	

備考　內朝鮮人受刑者男十四人アリ本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計
清國	四	三七	四一
露西亞同	—	三	三
總計同	四	四〇	四四

大正元年九月末日現在受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	增減	前月比較
刑 竊盜	二七、四四四	一、一八〇	二八、六二四	二八、四〇六	二八、七六〇		二一八	△ 一三六	一、八五七		一三四
強盜	三、三二三	一二	三、三三五	三、三一一	三、四八八		二四	△ 一五三	四〇	△	三
賭博及ヒ富籤	四、〇二六	一一一	四、一三七	四、一二四	四、五〇五	△	一一七	△ 三六八	六八二		八八
詐欺及ヒ恐喝	七、六一七	二四〇	七、八五七	七、八六〇	七、八五五	△	三	二	五五九	△	九二
橫領	二、九四二	六四	三、〇〇六	三、〇一五	三、三一五	△	二二	△ 三〇九	三三二	△	五
國物ニ關ス	六四四	七一	七一五	七二二	八八四	△	七	△ 一六九	六七	△	一
毀棄及ヒ隱匿	九七	一	九八	九一	一〇九	△	七	△ 一一	一一		
通貨僞造	三五〇	九	三五九	三六九	三五三	△	一〇	△ 一七七	一一	四	△
文書、有價證券僞造	一、九一〇	四四	一、九五四	一、九七四	二、一七九	△	二〇	△ 二二五	一三〇	△	二〇
印章僞造	一三六	二	一三八	一四二	三二八	△	四	△ 一九〇	八	△	三
僞證及ヒ誣告	一四七	二	一四九	一五〇	一七三	△	一	△ 二四	二三		二
瀆職	九〇	—	九〇	九〇	一〇四	△	三	△ 一四	八	△	二
猥褻姦淫及ヒ重婚	四一二	三一	四四三	四四九	四八三	△	六	△ 四〇	一九	△	五
傷害	一、八六六	一三三	一、八九九	一、八九〇	二、三二六	△	九	△ 四二七	一九五		一七
殺人	二、六五六	二一二	二、八六八	二、八二三	三、一三二	△	四五	△ 二六四	一九五		
嬰兒殺	七〇	一九五	二六五	二六〇	三七二	△	五	△ 一〇七	九	△	一
逮捕及ヒ監禁	一八	二	二〇	二一	二八	△	一	△ 八	一	△	三

罪名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
胎	三八	七九	一一七	一五一	二〇	一六
公務執行妨害	六四	一	六五	七〇	一三二	五
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	五七	一	五八	五一	五三	三
騷擾	三	—	三	七四	七一	三
放火	一、六九七	三五一	二、〇四八	二、〇二三	二、三六一	二
住居ヲ侵ス	一九〇	一	一九一	一八六	一九九	四
略取及ヒ誘拐	一三四	二二	一五六	一五六	一六六	一
陸海軍刑法	五一	—	五一	五五	七七	七
諸法 森林法	二七一	一	二七二	二七九	四二七	六二
規則 徵兵令	三三	—	三三	三三	六五	二一
郵便及ヒ電信法	四八	—	四八	五一	六九	五
警察犯處罰令	七五一	二三九	九九〇	一、〇九九	九六四	三
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	四二四	二	四四九	五〇八	四八七	三
總計	五七、五〇九	二、九二九	六〇、四三八	六〇、五三一	六三、八四〇	二

罪名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
胎	△一	△二	△三	△二	△一	△一六
公務執行妨害	△一	△一	△三	△五	△六	△五
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	△一	△一	△三	△一	△一	△三
騷擾	△一	△一	△三	△一	△一	△三
放火	△一	△一	△三	△一	△一	△二
住居ヲ侵ス	△一	△一	△三	△一	△一	△四
略取及ヒ誘拐	△一	△一	△三	△一	△一	△一
陸海軍刑法	△一	△一	△三	△一	△一	△七
諸法 森林法	△一	△一	△三	△一	△一	△一
規則 徵兵令	△一	△一	△三	△一	△一	△四
郵便及ヒ電信法	△一	△一	△三	△一	△一	△三
警察犯處罰令	△一	△一	△三	△一	△一	△一
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	△一	△一	△三	△一	△一	△四
總計	△一	△一	△三	△一	△一	△一四

大正元年九月末日現在在監人員監獄別表（△ハ減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	五八二	八六六	三八	—	—	一、四八六
市谷	—	九五二	—	—	—	九五二
巢鴨	—	二、三九九	—	—	—	二、三九九

關	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東區 濱	一七七	一、七〇八	一六	—	—	一、九〇四
東區 浦和	五九	一、二二〇	一二	—	—	一、二九二
東區 前橋	七八	一、一四一	一二	—	—	一、二三一
東區 千葉	四九	一、二〇二	一三	—	—	一、二六五
東區 水戶	八八	九一六	一二	—	—	一、〇二六
東區 宇都宮	八四	一、〇九二	一	—	—	一、一八一
東區 甲府	二〇	六七一	九	—	—	七〇一
東區 長野	八〇	一、五二四	一二	—	—	一、六一六
東區 小菅	—	一、三五〇	—	—	—	一、三五〇
東海區 安濃津	三二	八六九	一二	—	—	九一五
東海區 名古屋	一六五	二、一三四	二〇	—	—	二、三二三
東海區 靜岡	五八	一、一一五	一九	—	—	一、一九二
東海區 膳所	一五	八五四	二	—	—	八七二
東海區 岐阜	二八	八五八	四	—	—	八九一
北陸區 新潟	四六	一、〇四七	九	—	—	一、一〇二
北陸區 福井	一八	三八四	六	—	—	四〇八
北陸區 金澤	二八	六二四	—	—	—	六五二
北陸區 富山	一二	三五九	一	—	—	三七二
宮城 福島	一〇一 一〇九	一、三二五 一、二五〇	七八 一三	—	—	一、五〇五 一、三七二

東北區					西區								四國區			區外
岡山	廣島	山口	島根	鳥取	兵庫	大阪	京都	和歌山	奈良	三重	愛知	岐阜	福井	石川	富山	新潟
一六	四〇	六一	三〇	六二	一七	二九六	二八	四一	二八五	一三九	二六九	五九	六〇	五二	三四	四五六
六一〇	八〇〇	七二〇	一、四九三	二、四三五	五四六	八二五	七八九	二、二一九	一、二一〇	一、六一三	一、一九一	六七五	六二四	七六六	一、〇三七	一、〇一〇
四九	六	一二	四三	四九	三七	一八	六	四一	二二	九	三	九	四	一六	一二	一五
五二一	六五六	八七六	七九五	一、六〇五	二、四五二	八八三	八七一	八三七	二、五四五	一、二七三	一、八九六	一、二五四	七四四	八一七	一、〇九四	一、〇九五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	二	一	一	一	四	一	一	三	五	一	一	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二一	六五六	八七六	七九五	一、六〇五	二、四五二	八八三	八七一	八三七	二、五四五	一、二七三	一、八九六	一、二五四	七四四	八一七	一、〇九四	一、〇九五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	二	一	一	一	四	一	一	三	五	一	一	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二一	六五六	八七六	七九五	一、六〇五	二、四五二	八八三	八七一	八三七	二、五四五	一、二七三	一、八九六	一、二五四	七四四	八一七	一、〇九四	一、〇九五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	二	一	一	一	四	一	一	三	五	一	一	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二一	六五六	八七六	七九五	一、六〇五	二、四五二	八八三	八七一	八三七	二、五四五	一、二七三	一、八九六	一、二五四	七四四	八一七	一、〇九四	一、〇九五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	二	一	一	一	四	一	一	三	五	一	一	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

九州區									北海道			總計		增減	
大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	函館	札幌	樺戶	網走	十勝	監獄	留置場	計	前月ニ比シ	前年ニ比シ
五六	五二	六七	八〇	九二	一〇	五九	一三二	—	三	三	四、四九七	八三	四、五八〇	四九五	△一、二三四
八〇二	六七七	八七三	五八七	七九一	四〇一	七八七	一、三一七	一、二七一	一、〇九五	一、一一四	五九、五三四	九〇四	六〇、四三八	△九三	△三、四〇二
二	—	九	三	二七	—	六	一九	—	一	二	七九八	二二	八二〇	△四七	△二二五
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△四
—	一	—	一	—	—	二	三	—	—	—	五八	—	五八	—	△二三
八六〇	七三〇	九四九	六七一	九一〇	一、四四六	八五四	一、四七一	一、二七一	一、〇九九	一、一五〇	六四、八八七	一、〇〇九	六五、八九六	三五五	△四、八八八

說林

肉食過量の害　吾人日本人も世の進化と共に殆んど肉食を常食とするに至れるが肉食が人體に及ぼす影響果して如何なるやを攻究し置くは無益の業に非るべし否な攝生上注意し置かざる可らざる事柄なるが今肉食過量の害として東京朝日新聞に掲ぐる所に依れば

▲物價騰貴の聲　が世界到る處に起つて日本が米價昂騰に生活難を訴へる時後側の米國では肉價に苦んで果は科學的に食肉を分析した結果肉食有害を唱へる醫學博士が出た

▲過量の肉食と人體　最新科學の示す處に依つても多量の肉食が人體に及ぼす害は甚だ鮮からぬものである從來は肉食が營養分の主となつて體力精神力共に之を健かならしむるとのみ思つて居たが事實は之に反して肉食を多量にする結果は却て筋肉を疲勞せしめ精力を殺ぐ精神狀態は又之に影響せられて堵もなき事に心を勞し焦立ち始終平かならぬ波を起す事となる、斯くては肉食が却て害となつて營養の目的を達し得ない、之は幷も何故であらうか

▲何故に有害なるか　凡そ適宜の運動をする普通人の常食は一乃至二オンスの蛋白質と二オンスの脂肪質と十六オンスの糖分と澱粉と外に重要なのは「人體の礎石」とも言ふ可き果物菜類中に含む鑛物質とより成るのである、仍で多量の肉食は體中に不消化性含窒素物を過量ならしむる故に體質を弱め延て神經と筋力に對し毒物として遺る慮が起る、肉類の蛋白質は他の蛋白質に比して早く腐朽する傾向がある、で斯る腐朽物から取つた主成分は無論有毒である、體中には此等有毒物を化學作用に依つて新な無害の物に變へ様とする働きが絶て行はれて居る、加之に肉類の中には尿素、尿酸等を含んで居て此等は當然腎臟、腎臟等の働きに由つて清め去らる可き毒素であるが一旦健康を損ずると之等の機能が十分に行はれなくなつて毒素が人體に殘ることがある

▲肥滿無氣力となる　此等の危險の一部は亦吾等の血液中に侵入して自然血液循環に障碍を來たす事を免れ難い即ち心臟肝臟腎臟は此無益物排斥に相當の努力を用ひ、肺臟も清潔法實施に多量の空氣を要し、胃は不消化を起し醫酵を來たして全體の機關の運轉が益非となる、遂に不快の氣分と無氣力とが起つて廢殘物排斥の運動が緩漫になる結果體量は增す活動力缺乏に脂肪を增す、脂肪の增加は益活動力を殺ぐと言ふ順序になるのである過量の肉食の結果として肥滿無氣力となることは前述の通りであるが其の塲合には奈何したら可いか

▲運動と輕食を取れ　此塲合の治療法は運動第一、多量の新鮮な空氣を呼吸すること速かに常食を改良する事第二、窓を開いて眠り出來る限り戸外の生活をして最も輕い食物を取る事第三である、古代に有力であつた文明國人は肉食種ではなかつた、又見る人毎に淡まるるカナリー島人の體質も力量も單に穀物の賜である勞動に耐へ得るを以て知られた佛蘭西の農民には長壽者が多い、曾てコアデンが佛蘭西の繁榮の素として野菜の美を賞讃した事がある、伊太利の農民の逞しい筋肉も多くは常食とする粟粥と麥によると、日本人は殆ど菜食し諸國人は主に麵麭と牛乳と乾酪と等を食して居る。其他此例は枚擧に遑がない

▲上等の肉を要せず　多くの人が多量の肉食から來る體質虛弱に苦んで居る事は醫師の經驗に徵して愈確な事實である、蛋白質を肉より取るも野菜より取るも蛋白質に於て差異はないが最上の蛋白質として西洋食品中では乾酪を第一に擧る、之には野菜の刺戟性で消化し難い纖維もなく肉の腐朽性もなく、理想的の蛋白質なるのみならず腸内の有害なるバクテリアを滅ぼし又其發生を防ぎ得る有効なるバクテリアが乾酪の中に含まるゝ故である、且肉類の蛋白質は最も高價である、吾等の胃囊と財嚢と二つながら益せんと欲するならば多量の肉も精選した肉も共に買ふ必要がない、例へば佛國人の主婦は十錢程の硬肉と三錢程の麵麭と之に野菜を添へて燒煮をつくり家内三人の十分な美食を作るに比くて米國の主婦が十倍の價をかけて上肉を繕き食卓を賑はしても却て前者に及ばない、一般家庭の主婦に冀ふ處は食物の成分と價値と料理術を研究して無暗に高價の物を用ふるよりは低廉と實際健康に適した食料を得る事を心掛けて貰ひ度いと云ふのである

人類の壽命　醫學博士大澤謙二氏は人類の壽命の長短に關し左の如く述べたり

生物の壽命は長短區々にして世俗にても長きものは、鶴は千年龜は萬年の壽命を保つといふ、短きものには朝に生れて夕に死する蜉蝣の如きあり、而して鳥類には長壽を保つものあり、鸚鵡、鷹、鵜の如きはよく百年の壽を保つ、哺乳類にては鯨は最も長生なるべく、象は百年位にして駱駝は六十年、魚類中にては鯉は長生にして百五十年に達せるものありと云ふ、昆蟲類は一般に壽命極めて短し、然らば人類の壽命は如何と云ふに、日本人の如きは平均壽命三十歳にして四十歳に達せず、勿論、壽命の長短と生活の狀態とは大に關係あるものにして、田舍と都會と、又上流と中流、下流及び職業によりても各差異あるべき理なり、曾て英國にて調査せる所によれば僧侶は六十六年、教員商人は五十七年、法官、官吏五十四年、醫師五十二年にして、又上流のもの〻平均壽命は四十四年、中等の者二十五年、力役者二十二年なりしと云ふ

明治三十四年の死亡者を調べしに、百歳乃至百一歳のもの男三、女十一、百一歳乃至百二歳のもの男一人、女四人、百二歳乃至百三歳のもの女二人、百四歳乃至百五歳のもの女三人、百六歳、百七歳、百八歳のもの何れも女一人づゝあり、近來にても百歳以上の長生者は斯の如く而して多くは女子なり

死の原因に就ては種々の說あり

△身體の大小によるとする說はロッチエナドの唱へし處にして、身體の大なるものは榮養物を攝取すること困難なれば、勢ひ長生せざれば、充分に發育すること能はず、故に長生をなすといふにあり、されども、こは事實に反するものあり

△身體の構成の單複による、即ち複雜にして高等なるものが長生をなすとする說あり、これも亦全く正しき說といふ能はず

△身體の成熟する迄の長短に關係するとなす說あり、プユフオン氏は生物の壽命は幼時の六倍といひフルーラン氏は其の五倍といへり、この說も亦正確なりといふべからず

△ワイスマンの說によれば、生物には單細胞體と複細胞體とあり、單細胞體は永久不死なり、複細胞體に至りて始めて死てふものあり、これ複細胞體は今日害を受け明日害を受け、その害次第に積りて全然之を修補すること能はずして遂に死に至るなり、然れども、一面に生殖細胞が分生し、これが連續として續く、即ち身體構成の細胞は一定の時期來れば死滅す、これ細胞は必要ある間は漸次新しき細胞生じて、代謝するも、新陳代謝には限りありて次第に交代が遲鈍となり、遂にその作用止むに至るこれが即ち天然の死なり、この交代の度數は生物の種類によりて差異あり、後繼者の生ずる迄は交代す、之が壽命に長短ある原因なりとなす、この說甚だ眞に近きが如し

△ルブ子ル氏は勢力の轉換の研究をなし、次の如き說を唱へ出せり、哺乳類には胎兒期、幼年期、壯年期、老年期の四期あり、其各期の間に轉換する勢力の量は諸動物によりて同一にして、勢力を轉換し盡す時が即ち死期なり、各期の長さは動物によりて差異あり、身體の重量に相違あれども、之を同一の體量に換算すれば、何れの動物も皆同じ分量の勢力を轉換し居るなり、轉換の遲きものは胎兒期も幼年期も長く、轉換の速かなるものは一生涯甚だ短し、乃ち生命の長短、生活機能の盛否とは恰も反比例をなせり、唯人類は其幼年期の終に於て一生費すべき勢力の四分の一のみ費し、身體の成熟せし時に至りても三分の一を費せるのみ、他動物に比すれば、殆んど四倍の壽命を有せりといへり、されども、全然事實に合せる說なりとはいふべからず

△リッペルト氏は腦の細胞が變化しために諸器官の運動を支配すること能はざるに至るこれ死なりといへるもこの說亦完全なるものにあらず

△メチニコフ氏は身體内に毒が生じ、その中毒のために死するものにて生理的の死てふものあることなしといへり、その他種々の說あるも生殖機能と壽命との關係あることは爭ふべからざるが如し（東亞之光）

寄書

監獄官と美術趣味

秋田尾原靜乘

『美術』及び『趣味』なる語は漢籍杯では餘り見慣れぬ熟字で有ります何れも西洋文學として渡つた舶來語かと思ひます

『趣味』なる語は英語の(taste)に相當する文字で有りまして舌感に觸るゝ味ひでなく精神に感受する興味で有ります而して此の趣味なる語が色々に分類する事が出來ます。例へば

(一般的趣味
(特殊的趣味

(業務の趣味
(娛樂的趣味

等の類で有ります自己の業務に面白味を感受しつつ有るのは即ち業務の趣味で有ります

職業の高下を論せず何れの業務でも熱心に而も有る年限是に從事すれば必らず多少の趣味は有ります。現に東京では紙屑拾が幾百人も有ると云ふ事ですが其の道に入れば亦た一種特別な趣味が有ると云ふ事です宿屋に宿屋の趣味あり馬丁には馬丁の趣味あり役者には役者の趣味あり官吏には官吏の趣味あり是等は業務の趣味で有る

次に娛樂の趣味とは芝居。相撲。玉突。盆栽。謠曲。圍碁。烟火。遊獵。釣漁等の趣味で有ります

又た同じ趣味と申しても多くの人の以て趣味と爲すものと。多くの人は趣味とせざるも有る一部の人は以て趣味と爲す塲合も有る。其の多くの人の以て趣味と爲すものを一般的趣味と名け一部の

人の以て趣味と爲すものを特殊的趣味と名けます

今ま試に特殊の趣味二三を擧けてみれば

(1) 普通人の好まざる者に趣味を有す

例へば『調譜』の如き者

學問として歷史を見る場合に系圖の如きは甚だ面倒臭くてサッパリ面白味はない然るに世には好んで此の系圖を調べて獨り樂んで居る人が有る中田憲信翁の如きは確かに其の一人で同氏は暇さへあれば諸家の系圖を繙て天上の快樂とせられて居る。系圖を調べると種々の事實が發見される

イ　系統的に英雄の堀起せる德川家の如きあり

ロ　英雄上に沂て糠夫に出たる豐臣氏の如きあり

ハ　英雄下に流れて不肖を出せる源氏の如き

ニ　平家は北條に流れ北條は亦た源氏に入る

ホ　一源の兩脈は一は以て義貞の忠臣を出し一は以て尊氏の逆賊を出す

等。調譜の趣味は其の道に入て初めて解せらると云ふ

(2) 人の危む者に趣味を有する類

例へば『探險』の如き者

西洋では探險を好む者頗る多しと聞く歐羅巴にてはアルプス山の最高峯モンブランに登るあり

蘇格蘭にはブアツケールエチーヴ山

那威にはロムスダルホーン登山隊あり

年々二三百人の死者ありと曰へば誠に命ち懸けの仕事である

吾が國にても富士登山隊は年々著しく增加せり

と云ふ

是れ等は皆な『探險』に趣味を有する連中なり

△先年青年哲學者藤村操。華嚴投瀑以來第二第三の藤村が續出し。以來華嚴の瀧は死的に天下の問題に上る。爰に星野太郎平とか云ふ七十余有の老翁が好奇心にも華嚴瀑底の探險を思ひ立ち苦心慘憺遂に本望を達し當人は非常の喜で居ると云ふ事を聞た事が有る是も此の一種

△又た風洞。噴穴杯に入り火山の噴火口を窺くが如き世には往々危險に趣味を有する連中あり

(3) 人の懼るゝ者に就て趣味を有する者

例へば『妖怪』の如き者

妖怪研究家として世に隱れなき井上博士妖怪研究の當時妖怪探究の爲め諸國を駈け廻り寢食を忘れて居らるゝ。人以て怪しめば當人は無上の趣味なりと

又た世に百幽靈と稱する一種の遊戲あり百燈を一室に點し置き夜半漸次一燈を消し最後の殘燈を消す時百鬼交々現はると其の他。世には妖怪談及妖怪書に趣味を有する中間あり

(4) 人の惡む者に趣味を有する者

例へば『惡虫』の如き者

世界第一の金滿家として知られたる「アメリカ」のチャレスロスチャイルト氏は實に有名な蚤道樂で蚤の種類を集むる事一萬餘種其の中には中々蠻の上手な太夫も居るので甞て「フランス」のルイ十四世の皇后陛下の御覽に供し頗る歡笑を博したと云ふ事もある

此の如く趣味には種々の種類が有ります

而して是等趣味と精神との關係如何と曰へば有人

は趣味は精神の食物と曰ひ。有る人は趣味は疲れたる精神の安息と曰ひ。亦た有る人は趣味は汚れたる精神の洗濯と曰われて居る。然れば趣味なければ恰も死物の如く趣味有りて初めて活元を生ずるのである殊に品性の修養には高尚なる趣味を是非必要と考へます。其の高尚なる趣味とは何で有るか？即ち本題の美術趣味で有ります

二に美術の意義

〔美術〕とは英語の（Fine art）より來れる語で有りまして其の範圍は廣義の解釋と狹義の解釋とて多少異ります

△美術 廣義…建築。彫刻。繪畫。音樂。造花。等
　　狹義…〔繪畫〕西洋畫 日本畫　〔彫刻〕木、金、石 象牙 等

抑も美術の由來を尋ねますと其の本源は自然より來て居ります。自然界は實に美で有ります春は原野花ならざるはなく夏は森林綠滴るが如く秋は萬山錦を飾り冬は銀世界を現す是を自然美と申します。吾人若し此の自然の景色を眺め美妙の音聲を耳にしました時は一種曰ふべからざる快感を覺へます。是を名けて〔美感〕と申します而して人類が藝術を以て自然美に擬すると云ふが美術で有ります。言ひ換ふれば自然美に對する人工美が即ち美術で有ります。是れが美術の起原で有ります。自然美なる者か无言の間に人を感化するが如く人工美が亦た能く人情風俗を誘導し高尚ならしむ是れが即ち美術の感化で有ります有る人は美術は治平の要道とまで申されてをります

斯の如く〔美術〕なる者は人情風俗と關係を有する計りてなく教育上にも影響し宗教上にも影響します

且らく『教育と美術との關係』に就て其の一班を述べますれば

一、東京美術學校……是は文部省直轄の專門學校で有りまして。其組織は實に完美したもので有ります。校長は正木直彥と申す方ですが此のお方は明治三十一年頃歐米に航して親しく列國の美術を調査考究せられたと云ふ事ですが現今勅任官で二千五百圓の俸給で有ります同校には奏任の教授が十九人も居られる。何でも一ヶ年の教職員の給料が四萬圓以上で有ると曰ふ事です其他の經費を加算すれば隨分多額に相違ない、何故に政府が年々斯く多額の經費を投せらるゝか、申すまでもない美術なる者が國民教育上に多大の關係が有るからで有ります

二に美術展覽會……嘗て文部省に美術課なる一課を特設せられた時代も有ります其後美術課なるものは廢せられましたが明治四十年の六月に勅令を以て『美術展覽會』並に『美術審查委員會』官制が發布せられました次て文部省告示を以て『美術展覽會規程』なるものが公布せらるゝに至りました

爾來美術展覽會なる者は文部大臣監督の下に年々開かれてをります。即ち四十年の十月に上野公園內帝室博物館所屬竹ノ台陳列館で開かれたのが第一回で昨年十月十五日より開かれたのが第五回の美術展覽會で有ります、昨年の同會には出品の總數は千四百五十八點で有りまして內、日本畫合格九十五點西洋畫九十六點彫刻四十點で有りました是等に就ては先刻申した審查委員會で調查して優秀の者には夫々行賞が有りました（日本畫二等賞二。三等賞七。褒狀三十四。西洋畫二等賞三。三等賞三。褒狀六。彫刻三等賞四。褒狀七。）十月の三十一日が其の發表で、其頃私は丁度東京に居りましたが中々盛んなものである

而して毎年本會に於て政府より買上に成りますのが三千圓乃至五千圓と云ふ事で有ります昨年も日本畫二點西洋畫三點彫刻三點の買上が有りました是れ要するに美術なるものが世道人心に多大の感化を與へるもので有りますから政府に於ても斯の如く奬勵なされるので有ります

三に美術奬勵費……明治四十二年度の政府の美術奬勵費が九千九百九十五圓で有つた昨年のは一寸記憶しませんが何んでも毎年頗る多額の奬勵費を支出せられて居る是れ畢竟美術其者が風敎上に善影響を與へるから又た與へしむる爲め政府は種々と奬勵の方法を講ぜらるゝので有ります

次に〔美術〕は宗敎とも大なる關係を持つて居ります内務省に古社寺保存會なるが設けられまして或は建造物に就て特別の保護を加へ或は繪畫彫刻物等に就ても國寶として保護を加へらるゝのは美術其者が大に宗敎に關するからであると私は考へて居る『信は莊嚴より起る』と曰ふ言葉も有りますが此の莊嚴なる言葉を美術と解釋すれば是れ亦た美術と宗敎との大關係で有ります

斯の如く美術なる者は小にしては個人の品性に資し大にしては風俗。敎育。宗敎等にも一大關係を有して居ります

三に監獄官と美術趣味

殊に吾人職を監獄に奉する者は終日一區畫内に執務し社會と交通を絶てる所謂別天地に日夜を送て居る而して終夜終日獰惡なる兇漢と接して居る。且つ四角四面の法規に律せられて居るから偏屈に成るのも無理からぬ次第である無趣味になるのも無理からぬ譯である『境遇人を作る』とはツマり其れであるこれだから偶ま交際場裡に伍しても甚だ殺風景で頓と調和が取れぬ交際界の語を以て曰へば所謂『話されぬ』のであるソコデ高尚なる趣味を捉へて大に品性を養い、美術に依て趣味性を涵養する必要が有る大に有ると思ふ斯くなれば自己自身も常に精神の調和が執れ他人に接しても必らず調和が執れる樣に成る今ま私は美術趣味を標示したとて司獄官兼美術家と成るを意味しない又た美術品に巨多の資力を投する事も勸めませぬ要は唯た美術に由て高尚なる趣味性を涵養する事を希望するので有ります美術の趣味が出來まするに一寸した新聞の挿繪でも一日の疲勞を慰する樣な場合もある又た夜店で買つたツマラヌ床置でも靜座の友として悠々たる場合もある、是れが美術趣味の入門でありますて而して趣味性なるものは是より段々濃厚になり益々高尚に成ります（終）

受刑者の看讀書籍に就て

岡山　藤井檀窓

余輩は不學寡聞なるも受刑者の看讀書籍に就き調査せる茲に歲あり而して近時青年敎育方面より觀察して尙其看讀書籍選定の必要を感せり依て聊か卑見を陳る所あらんと欲す

由來受刑者に書籍の看讀を許す旨趣たる彼の受刑者をして之に由り反省顧慮する所あらしめんが爲なり轉迷開悟する所あらしめんが爲なり感奮興起する所あらしめんが爲なり寬解融和する所あらしめんが爲なり文字を解し職業を知るの民となつて社會に伍するの地歩を得せしめんと欲するにあり官吏敎誨師等の訓諭敎誨又は敎導に由り發生したる智德の嬰芽を培養せしめんと欲するにあり斯は固より感化の一助として許可せらるゝことなり

と雖も新刊書籍の汗牛充棟も啻ならさる今日に當り彼等受刑者たるも皆其新刊書籍を得んと欲し差入及購求を希望して止ます之れ全く時世的好奇心を起さしむることなり此故に監獄全般其否定標準を定め一々檢閲し許可せらるゝも私本に於ける撰擇上手數を要すること實に言ふへからさるものあり而して余輩か各方面より受刑者の書籍を看讀せる精神を探聞しつゝありしが多くは無意識に新奇を競ひ多數の書籍を讀破して文字の上に利益を得んと欲せり是れ則ち彼等の常態なるも餘り皮想の看讀方法たらすんばあらす要は圖書の感化を享けて改悛の情緒を見出す所なかるへからす

彼の文部省か青年者に對する新刊圖書の取締上嚴密に圖書を調査し次て好奇心を防遏せんことを努むるか如きは固より其所斯は青年者に對する當然のことなりとす然り如何に人文の年と共に開け國家は益々其進歩の意を明にし人類の福祉を進ましむるの必要ありと雖も若しも燃るが如き青春者の看讀書籍に時代思潮の赴く所に沿ひて書き流し敎育上を顧みされば則ち學術藝德の軌道を脫せしめ奔流橫溢して底止する所を知ざらしむされば人類の欲望に人心を驅りて墮落の淵に沈淪せしめ易きを以て師父の敎養上節度の必要ある所以なり而して人の書を讀む自ら種別なくんはあらす或は之を以て實用に備へ或は之を以て裝飾に供し或は之を以て娛樂に資す其娛樂に資する者は獨處若くは閑居にあり裝飾に供する者は會話若くは談論にあり實用に備ふる者は事務の判斷と處理にあり古人の書を讀む所以のもの大抵この三者の範圍にあり娛樂に資する者は獨處閑居書を讀みて深く興味を得るのみならす彼の理學研鑽以て眞理を發見するものまた自ら此中にあり若し夫れ裝飾に供し實

用に供する者に至りては其目的自ら明なり而して今一部青年者の書を讀むその娛樂に資せんとするもの多く古人の書を讀むと趣きを異にし慾望の滿足を文字の間に求めんとするものにして獨處閑居書中の主人公と冥想し以て之に倣はんとする此の如きは益々學術の不成績に墮落してまた回ふこと能はさるなり是れ經世家の敎育家と共に憂ふる處なり

聞說某敎師か一部の青年者に向ひ彼の書籍は敎育上讀むへからさることを訓諭せは一方青年者はその書籍は如何なるかを知らんと欲し倍々其讀むへからさる所以を知らんとして止まず同友間また之を聞きて始めて其書を手にするに至る敎師の訓諭出て、より日ならす其書籍は一部青年者の愛讀する所となれりとか兎に角好奇心は大抵かくの如き反感の現象を起さしめ易きものなり故に近時學校敎育上苟も否定書籍を云爲せす敎科書外の讀書を耽讀するの餘裕を與へす開發的方法を以て階一階其餘力を養ひ最終の美を得せしめんことをつとむるにありと

要するに受刑者には耳に修身齊家の方法を養はしめ目に書籍を看讀せしめ供に實踐躬行せしむる必要ありて存す於茲乎受刑者の好奇心を洗除する爲私本(差入、郵送、購求)書籍を嚴禁し專ら官本貸與制度となし徐々に實踐躬行の基礎を養はしむるにあり而して其官本は全監獄敎誨師の手腕に依りて編纂著述し以て之を貸與看讀せしめは所謂適書を適者に與ふる意義にして更に遷善自覺に入り易くされは層一層敎誨感化の實績を奏することを得へしと信す請ふ高敎を仰かんことを切望す矣

通信

●大谷法主の敎誨

長野　白井典獄報

大谷派本願寺法主大谷光演師長野地方巡錫に付感化上有益と認め受刑者へ一場の敎誨を懇囑したるに快諾を得客月二十九日午食休憩時當監敎誨堂に於て臨時敎誨を施行したるに多大の感動を與へ、頗る有益なりしを認候に就き別紙敎誨の大要不取敢及通報候也

大正元年十一月四日

大谷派本願寺法主大谷光演師の當監獄男受刑者一般に對し敎誨せられたる大要

余は新潟縣地方を諒闇巡敎を爲して當長野市に唯今停車場より直ちに當監獄へ到着致したる次第である、然るに今一同に面會するに當て斯る處で面たり遇ふとは實に殘念な次第と存ずる、抑も佛敎には順緣と逆緣との二つあり今各に斯樣なる場所で面會するは是れ逆緣である、各は一朝心得違ひより縲紲の辱めを受け圄圄の裡に呻吟せらるゝは誠に氣の毒なりと思ふ、假令各は自業自得とは雖も家鄕には兩親もあろうし、兄弟姉妹も、妻子もあろう、然らば其の家族の人達は如何に苦痛であろうか、心配であろうか、實に斷腸の感想に打たれて居るであろう、余は夫れを察すると涙泫然として禁ずることか出來ない大に氣の毒な次第である、一同は彼の兵營に於て吹奏する處の喇叭の音を聞かれた事かあるであろう、あれは日夜御國の爲めに忠勤を勵む處の我か忠勇義烈なる帝國の軍人である、今各は國家の安寧を害し秩序を紊し國家に禍ひを爲して不忠の人となり家に在つては親兄弟、親族緣者等を泣かしめ家名を汚し先祖を辱かしめたるは之れ不孝なる人である、故に一日も片時も早く改過遷善して天下の良民とならねはならぬ、余は幾度各か改悛の出來る人であると信する假令千歲の闇室なるも一燈にて破る事か容易である、百年千年の闇室なるも光線か入れは明來りて闇去るなり罪惡亦然りである、心の迷ひか悟りとなり黑か白となるが如く身、口、意の三業悉く惡なる所行力變して善人の動作か出來る樣に本心に立ち歸ることか出來ると思ふ、或る年、國に疫癘の流行した當時畏れ多くも一天萬乘の　先帝陛下に於かせられては伊勢の大廟に御祈願あらせられし際

「罪あらは我れを咎めよ天津神
　民は我か身のうみし子なれは」

と日夜大御心を以て國民を御憐愍降されたのである實に之れを思へは恐懼感泣の外ありません一同は唯今より斷然惡心を飜して善心になり改悛の良民となり誠忠を擢んで孝道を勵まねはならぬ、尙ほ一言するか此の中には吾々淨土眞宗の門信徒もあるであろう、我か淨土眞宗は眞俗二諦の御敎にして車の兩輪鳥の兩翼なる如く眞諦とは佛法にして信心爲本、俗諦とは王法爲本、即ち王法を額に當て仁義忠孝の道を守り內心には深く如來の御慈悲を頂戴して國家に生存中は正業に勉勵し來世は安養淨土に往生し安樂の妙果を得るが眞俗二諦の御敎てある、我か眞宗の中興上人も申された如く「佛法は氣の詰まるものかと思へは信心にて御なくさみ候」と內心に如來の大慈悲心を獲得し居れは身も心も快樂究まりなし取りも直さず即ち如來の廣大なる大慈悲か　天皇陛下の深き大御心と同し譯合なれは其大御心を吾々は奉體して夫れを羅針盤として善良なる方向に進まねはならぬ、要するに一同は寸時も早く誠の人となり國家の忠良なる臣民となりて正業に服し粉骨碎身皇恩の萬分の一ても御恩報謝を致さねはならぬ云々

●大分通信

大分監獄　江上一課長報

▲各宗同盟救濟會發會式

縣下西國東郡各宗六十餘ヶ寺の聯合組織に係る西國東郡各宗同盟救濟會は本年八月より事業を開始し居りたるが本月二十日同郡高田町光國寺に於て發會式を擧行せり

其概況は定刻に到るや會員一同佛前に於て讀經を爲し了りて三本副會長開會の辭に引續き難波會長の勅語捧讀次に森田檢事正、和田典獄、黑崎警察部長、中間分監長、吉野高田町長の祝辭、中島警察署長、高井縣會議員及會員總代蒼日高德寺住職の祝詞、祝電の朗讀副會長閉會の挨拶にて終りを告げたるが當日は前記の外江上看守長、警察署員各町村長、郡町村會議員、學校敎員等多數出席し其他參會者殆んど堂に充ち非常の盛會なりき

會則

第一章　位置及名稱

第一條　本會は西國東郡各宗同盟救濟會と稱す

第二條　高田町光國寺內に本部を置き各地に支部を置く

第二章　主義目的

第三條　郡內の住民をして悉く佛陀の光明裡に接取し入りては慈愛の父母たり孝順の子弟たり出ては忠良の臣民たらしむを主義とす

第四條　郡內住民にして不幸犯罪者を出したる塲合は左の方法に依りて救濟し再び惡事感染せざらしむるを目的とす

第參章　事業

第五條　第三條の主義を普及するか爲め大字に支部を置き會員相互に警誡するものとす

一項　會員例月定日必ず集合して宗敎、敎育、實業、衛生等の講話を聞き智德藝術の向上を勤むべし

二項　會員は常に公德問題に注意し進で實行を期すべし

第六條　地方委員は入監者の家族訪問及監獄訪問をなし出獄の節は監獄に出張し本人を請取り保護者又は家族に引渡すものとす

但し受持委員にして止むなき支障あるときは檀那寺住職又は本部役員出張することあり

第七條　出獄後糊口に窮する塲合は町村役塲及警察署と提携して相當の救濟を計るものとす

第四章　組織

第八條　本會は會員組織とす

第九條　郡內の住民は悉く會員たるの義務あるものとす

第十條　會員を分ちて左の六種とす

隨喜員、賛助員、正會員、特別會員、名譽會員、顧問員

第十一條　本會の基本金內へ金貳拾錢以上喜捨の人を隨喜員とし金五拾錢以上を賛助員とし金壹圓以上を正會員とし、金五圓以上を名譽會員とし金拾五圓以上を特別會員とし本會の爲め特別の功勞あるもの及金五拾圓以上を顧問員とす

第五章　役員撰擧事務

第十二條　本會に會長、副會長、理事二名以上委員若干名を置き會務を處理す

一項　會長は一般會務を總攬し副會長は常に會長を助け會務の敏活を謀る

二項　理事は庶務、會計等を直接司管す

三項　本部役員は連帶責任とす

四項　委員は受持區域內一切の事務を處理するものとす

五項　各寺院住職は常に檀徒の情況を本部及び委員に報じて本會の主義目的を貫徹する樣注意するものとす

六項　各寺檀徒中は住職の直接司管するものなれば報告を遲延し又は怠慢より起る失態は住職の責任に歸するものとす

第十三條　委員は各寺住職の撰擧に依り會長以下本部役員の撰擧に依るものとす

第十四條　役員の任期は二ヶ年とす

第十五條　委員は一區內より左の員數を撰擧す

るものとす

第一區三名　朝田、田深、田原　第貳區三名　河内、高田、草地、吳崎　第參區二名　東西都甲　第四區二名　臼野、三浦　第五區二名　三眞玉　第六區三名　三重岬

第六章　會議及議員選擧

第十六條　本會の會議を三種とす

通常會、特別會、常置委員會

第十七條　通常會とは僧俗兩議員を招集するを云ひ特別會とは僧俗議員のみを招集するを云ひ常置委員會とは常置委員のみを招集するを云ふ

第十八條　通常會は毎年秋期に招集し特別會及常置委員會は本部の見込に依り臨時招集するものとす

但し會期等は十日以前に通知するものとす

第十九條　議員撰擧區及員數は第十五條と同一とす

第二十條　僧侶議員を一般住職より撰擧し俗人議員は特別會員より互撰とす常置委員は僧侶議員の互撰にて三名を撰出するものとす

第二十一條　各議員の任期は二ヶ年とす

第八章　會計

第二十二條　本會の維持は會員の喜捨金を蓄積し其れが利子に依るものとす

第二十三條　本會の基本金保存法は特別會の決議に依て決定するものとす

第九章　補則

第二十四條　本會々員の死亡又は家族に死亡者ある時は其届出を待て本會役員の會葬することあり

但し受持委員に届出ること

第二十五條　本會役員には年末賞與金及實費を支辨す

第二十六條　本會は基礎確立するを待て財團法人とし會則を變更することあり

▲保護協會評議員會

當地保護會統一機關大分縣保護協會は時機の必要を認め縣下各教團長を招集し客月二十五日評議員會を開催せるが顧問の側よりは森田檢事正北里裁判所長黒崎警察部長和田典獄岩松警察署長後藤市長長野新聞社長等出席先つ會長の挨拶に引續き森田檢事正及和田典獄は保護に關する演説を爲し終りて議事に移り當日終了せり決議事項左の如し

決議事項

一會長、副會長の選擧（次會迄延期ニ決ス）

一各教團間聯絡の方法

一、被保護者他の教團下へ移轉の場合は保護簿帳を添へ其教團長（教團長なき個所は主事）に通牒し保護を求むること（修正可決）

一、通牒を受けたる教團長、保護寺院を定め保護に關する手續を盡すと同時に其寺院名を先きの教團長に通報すること但他府縣への移住者は保護簿帳を添へ大分縣保護協會に報告し協會は之を住居地の保護會又は慈善團體等に通報して保護を依頼すべし（修正可決）

一保護の方法

一、歸住前保護準備の爲め家庭を訪問し狀況により職業の準備を爲し置くこと（可決）

一、接見の爲め來監又は書面を以て代ふる場合も前項準備の狀況を告知すること（可決）

一家庭の融和を得ざるもの、保護方法

融和を得ざるときは他に適當の方法を攻究し萬止を得ざるときは大分縣保護會に收容方を依頼することに決す

一歸住後の訪問視察方法

本問は人により訪問視察の方法を異にする必要あるに付き各教團の取扱方を諮問するに止む其重なるもの左の如し

一、直接本人に就き狀況を視察す

一、間接視察主として近隣に就き狀況を聞き然る後時機を見直接に訪問訓戒す又は後間往訪訓戒す

一、町村役場に於て狀況を聞糺し往訪す

一、成るへく寺院に接近せしむる方法を執る然らざれば親族を訪問して注意す

一警察官及市町村吏員竝に區長青年會員と協力の方法

本問は一定し難きに依り各教團共成へく意思の疏通を計り協力することゝし是迄の取扱を諮問するに止む

一、月一回警察官と教團役員會合し互に矯正保護の方法に關し意思を疏通す
一、各寺院は一部落三十戸乃至五十戸に付門徒の有力者一人に賛助員を託し賛成員は區長青年會員及寺院と協力して職業の督勵其他保護に該らしむ
一、駐在巡査と寺院と提携し感化矯正保護に從事す

一歸住後可成寺院へ接近せしむる方法

一、勤儉貯蓄奬勵を兼ね寺院へ接近せしむる方法にして月一回拾錢乃至貳拾錢を貯金せしめ其通帳を寺院に保管し又必要なきものは本人に保管せしめ毎月其貯蓄高を自身に報告せしむ故に必ず一回は寺院に參詣するを以て此時を利用し訓諭す
一、寺院の下男下女は可成出獄者使用すること

一行狀不良者報告方

單名票を以て報告すること

一貯金奬勵方

一、出獄時の携有金は保護協會に於て歸鄉に必要なる旅費を控除し殘餘は郵便貯金として歸住地の警察官署に送付するに付保護の寺院は可成本人をして貯蓄の美風を養成するに勉むること

一貯金通帳保管方

一、郵便局に於ては通帳を通信事務として書留を以て送付するにより縣訓令の保護規程に依り警察官より之を市町村長に保管を託し居れるも場合によりては保管の委託に應すること

一成績表調製に關すること

一、成績表調製に換ゆるに教團單名票を以てす本票には保護の實況並に其成績を登記し各寺院より教團長に提出し教團長は毎期分取纏め翌月十五日迄に保護協會に於て成績表を調製すること に決す
一、保護寺院は毎月一回必ず觀察意見を書面を以て教團に通報し教團は之を保護簿帳に記入すること（可決）

一奬勵金下付に付會計整理方法

事業費出納簿に依り整理すること に決す

一寺檀間の親密を圖り犯罪豫防の方法

犯罪一般豫防の一方法として必要なるも重大問題に付容題とすること に決す

● 恩赦朝鮮人の近狀

甲府支部通信

大赦に依り當監より出獄せる朝鮮人李德三、朴益順、金德生の三名は當地保護會及警察官等の保護監督の下に歸國の途に就きたることは前月通信中に記述せる通りにして爾後彼等は共に棲み馴れし鄉關に入り一家團欒の中に溫き父母妻孥の慰撫を受け只管　天恩の洪大無量なるを拜謝し感泣の涙に咽びたるは誠に左もあるべき事にして其心情想察するに餘りあり今同人等より典獄に送り來りし書簡二通を左に採錄す

△朴益順ノ書狀（原文の儘）

拜啓陳者秋凉漸到の節御役人樣の方々は氣候健康てしが私は拜退の後ち無事に渡りましだ。れでもお起でも又たくゆめかと思ひまして御恩德を思ひだどうしても忘れまんせんてしだ私は少くし申上けます語がありました私は本國に渡て來て見ると樣子は皆々變てございました又は今年四月頃ろどうゆはけか知れまんせんてすが私し親の家財産をみな調查しコださうてす親は何事か知すに御心配いたして土地を皆賣で移去れたさうです何處へ移去れたか跡を知れす今迄は私が從兄弟の家へ居りました日夜考へて見ると此地は住居か出來きまんせんてしたから日本へ更に渡る考へ有りますから手紙差出のには遲くてございました御面下さい何月渡るかも知れまんせんけれとも渡るには渡りま

す餘不備禮耳

朴益順拜上

典獄殿

此後も御禮書度々拜上します早速返事を御願ひ申ます

△李德三ノ書狀（原文の儘）

朝鮮ノヤウスハ何テモ一番米一升二十五錢田ハ一タンボ六十圓畑ゲノ一タンホ三十圓牛シハ大ボキイノ一匹七十圓大豆一升九錢綿糸百匁二十錢ニハトリ大ホキノ一羽八十錢タマゴ一ツ一錢朝鮮ハサイ木ハスクナイシマタ開明デナイガラオモシロクハナイノデス

揭上の書牘元より構文支離にして其の全きを得たるものに非ざるも其意を通し現狀を語るに於て毫も遺憾なく却て措辭修飾徒らに巧を衒ふものに比し遙かに素樸質實の取るべきものあるを見る是れ當監拘禁中僅々六ヶ月間の習學より得たる日本俗文作成の力にして學力の進步は比較的顯著なるを認むるに足らんか

●愛知慈惠會近況

愛知慈惠會報

▲事業擴張趣意書

近時名古屋は其發展に伴ひて生存競爭も激甚を來し各地より浮浪の徒又多數入り込むに由り犯罪件數も從つて增加し洵に不安の念に堪へす之が防止の策として本會事業の擴張は益々其急要なるを致せり殊に九月十三日畏くも囚人に對する恩赦の大詔を拜承するに遇へり囚人も亦た陛下の赤子として普ねく　御軫念を垂れさせ賜ふ次第なれば此際之れを保護誘掖し遷善の實を擧げしむるに努めざるべからず然らざれば刑餘無告の徒は忽ち犯罪を敢てし至仁至高の恩旨に戻るの虞あるに由り本會は此等恩典に浴する出獄人の保護收容に全力を盡し以て

聖旨に副ひ奉らんことを期す希くは諸賢奮て此擧を援助せられん事を謹告す

▲事業

九月中新たに保護人と爲したるものは男五人なり何れも本會保護場に收容し直接保護の許に業務を授くることゝ爲したり其氏名等は左の如し

竊盜　二犯　苅谷　某　二十二歲

此れは名古屋監獄釋放日鄉里實母の許に歸りたるも適當の職業なきに由り更に保護願に來りたるに由る

詐欺　三犯　田邊　某　三十四歲

此れも一旦鄉里に歸りたるも家庭不和の爲めに更に保護願に來りたるに由る

竊盜　九犯　清水　某　四十二歲

此れは昨四十四年出獄以來本會保護中の所本年二月二十三日自營の目的を以て退舍せしめたるも營業失敗の爲め再び保護收容したるもの

橫領　六犯　瀧　某　三十歲

此れも本年七月自營の目的にて退舍せしめたるも疾病に罹りし爲め其目的を達することを得す依て更に收容したるものなり

竊盜　三犯　橫井　某　二十八歲

此れは賴るべき緣戚者に付保護收容したるものなり

以上

本月中保護を解きたるものは左の二人なり

舍生　苅谷藤平

同　橫井五郎

右何れも收容の翌日外出の儘歸舍せざるに由り自然保護を解くに至りたるものなり

以上

本月未現在員百十五人なり內男五人は直接保護のもの男七十人女十五人は間接保護のものなり

本月中貯金を爲し得たるものは左の如し

金參圓拾錢　北折　某

金參圓參拾九錢　清水　某

金貳圓拾六錢　田邊　某

金五拾壹錢　瀧　某

金壹圓九拾六錢　泉　某

合計金拾壹圓拾貳錢

以上



彙報

◎保護會成る

各地宗教家の活動

▲茨城縣の保護會

茨城縣土浦下妻兩分監所在地には保護事業を經營する機關なかりしが此程地方官署民間の有力家竝に宗教家等の間に協議を重ね設立の計劃を爲しつゝあり議熟して土浦には水戸保護會支部を設置し既に舊警察廳舍を借受け事業を開始するに至りたり又下妻にては各宗寺院主唱の下に下妻保護會と稱し獨立して事業を經營するに決し會則を定め役員の選擧を了へたれは目下會員募集金品の奇贈勸誘に奔走中なり尙縣下水戸市の一部附近郡部の各宗寺院合同して水戸佛教慈善會なるもの成立し東茨城郡那珂郡の一部には各宗寺院聯合の三濱佛教紹隆會、結城郡結城警察分署管內一町六村各宗寺院合同の結城保護會なるもの成立し石岡町には石岡保護會を設けんとし久慈、多賀、那珂の三郡佛教傳道會は免囚保護部を創めんとし其他の方面にも着々事業の開始發達共に大に見るべきものありと云水戸佛教慈善會及三濱佛教紹隆會に於て定めたる保護方法手續の要領左の如し

(一)　保護區域內に歸住すへき出獄人ある旨監獄當局より通牒に接したるときは該擔當寺院並に其菩提寺院は豫め其父兄親族と協議を遂け適當なる保護方法を講するものとす

(二)　若し直接引受保護の任に當るへき父兄親族なき場合は警察署市町村長と協議を遂け保護方法を講するものとす

(三)　擔當寺院は出獄當日監獄へ出張し本人を引取り保護者へ送り届くるものとす

(四)　出獄者の父兄親族並に隣人にして出獄者に對する嫌忌疎斥の情ありと認めらるゝ場合は其

調停融和の方法を講するものとす

(五)　恩典出獄者に對しては特に聖恩の優渥なる旨を十分了知せしめ改悛の實を擧けしむる樣機宜に應し敎訓を加ふるものとす

(六)　出獄者にして在監者の貯金を携帶するものには其浪費を誡め勤儉貯蓄の思想を鼓吹するに努むるものとす

(七)　出獄者にして一家を成すに至るも引續き其生活狀態就業の狀況等に注意し指導誘掖の方法を講するものとす

(八)　一旦保護したる出獄者に對しては永く關係を絕つことなく間接に保護監督の任に當るものとす

(九)　出獄者の生活狀態、行狀の良否、職業の勉否、親族の親否等に就ては六ヶ月毎に會長を經由して監獄當局者へ通知するものとす

(十)　出獄者の行狀に關し顯著なる事實あるときは其都度監獄當局へ報告するものとす

▲千葉縣の保護會

千葉縣下には千葉監獄說敎團なるものを設け監獄敎誨師の候補者を推薦し其手當を支給する等敎化事業に斡旋する所歲久しきものあり本年九月煥發せられたる恩赦の大詔に基き各宗管長より免囚保護の事業に盡力すへしとの諭達ありたるを以て去月初旬各宗寺院申合の準備を爲しつゝありしが愈十月十二日該說敎團總理中田日遵氏及理事數名は千葉監獄に會合し左の覺書を決議し直に地方當局者を縣廳に訪ひ更に同月二十一日右覺書を議題として縣公會堂に各宗寺院住職の出席を求めたるに縣下三千二百八十四ヶ寺院の代表者として曹洞宗より六人、日蓮宗八人、淨土宗五人、時宗一人、臨濟宗三人、眞言宗十三人、天台宗四人、顯本法華宗八人の會同あり知事內務部長警察部長檢事正典獄も列席し知事檢事正典獄の挨拶演說に續て覺書の事項を討議したるに委員十八名に附託審議することゝなりしが夜に入り大要原案通と決し散會

したり

決議覺書

各町村に於て出獄人保護の爲め適當の團體を組織するまで縣下各宗は連合して左の方法手段を執り就業を斡旋し家族間の融和を圖り其他の障碍を除去し各自業務に安んじ善行を保ち得る途を講すること

（一）本文の保護を爲すは縣訓令の趣旨を奉し郡長警察署長町村長の意見を聽き且つ其助力を求むること

（二）保護區域を數多に區分し最寄便宜の寺院を以て其區域の擔當者を定むること

（三）（二）の保護區域と擔當寺院確定の上は之を一覽表とし千葉縣監獄及び郡衙警察官署町村役場に通牒すること

（四）監獄より釋放者あるときは擔當寺院へ對し通知を請ひ擔當寺院は直接又は町村役場若くは警察官を煩し確實なる引受者を指定し同人を監獄に出頭せしめ同道歸鄉せしむること

（五）釋放せらるゝ者の父兄又は親戚あるも赤貧にして旅費を辨ずること能はす若くは父兄親戚なき場合は機宜の方法を執り擔當寺院に於て代つて引取の責に任すること

（六）五の場合に於て一定の住所職業なき場合は町村長並に警察官署長の助力を請ひ相當の方法を講ずるは勿論なりとす

（七）保護を與へたる者には夜間又は休業日を利用し一定の場所に集め又は訪問して教誨を施し將來を誤らしめざること

（八）他府縣に於て犯罪入監せしものにして歸鄉者ある場合は總て前項の手續に準し相當保護を加ふへきこと

（九）前各項に要する費用は篤志者の喜捨を待つの外なしと雖も差當り擔當寺院に於て支辨し置き相當時機に於て收支計算の上各宗の議決に付し公平に分付すること

（十）本事業に付き寄付を受くるは豫め縣令に基き其筋の許可を受け置くへきこと

▲岡山縣の保護會

岡山縣津山には美作佛教各宗自修會と稱する保護會成立し十月六日發會式を擧けたり當日會合せしは各宗寺院代表者檢事正津山區裁判所の判事檢事典獄分監長警察署長町長等にして式後有志者の發起開催に係る講演會あり檢事正典獄本派本願寺特派布教使並に自助興産館長小野嘉四郎氏の演說ありて保護思想を喚起すること多かりき自修會規則の概要左の如し、因に同縣下には各地宗教家活動しつゝありて遠からす聯合教團の成立を見るへしと云

（一）本會は明治天皇御聖德報謝紀念の事業として出獄者を保護し獨立自營せしむるを以て目的とす

（二）各宗寺院檀信徒にして入監者ありたるときは本部よりは慰安狀を發し支部長及所屬寺院住職は時々入監者及家族を見舞ひ之を慰安し訓誨奬勵するものとす

（三）津山分監長より出獄者ありとの通知を受けたるときは本部は直に之を支部長に通知し支部長は所屬寺院と協議の上分監まで出迎を爲さしむるものとす

（四）釋放者歸鄉したるときは所屬寺院の宗義法式に依り佛前に於て懺悔誓約せしめたる後之が訓誨を爲し其實況及左の事項を調査し本部に通知するものとす

但し時宜に依り所轄警察署員又は町村長も學校長の立會を請求することあるべし

一　家庭の情況　二　親族及近隣間の感情

三　出迎の有無　四　其他保護上必要の事項

（五）毎月二回以上其の家庭を訪問し時としては訓誨を施すべし

（六）被保護者無職業なるときは當該町村長並に有志者等に謀り就業紹介の勞を取ること

(七) 被保護者の家政不整理なるときは之が整理方法等に關し其相談役となり整理方法を講し與ふること

(八) 時宜に依り所屬部内被保護者を一所に會し慰安會を開設し說敎法話修身談等を爲すこと

(九) 徵罪處分又は刑の執行猶豫者ありたるときは之か出迎等を爲すものとす

(十) 受刑者の携帶兒にして若し引取人なきものあるときは當該支部長に於て其町村長と協議し相當の方法を取ること

(十一) 支部長は每月所屬部内被保護者に就き左の事項を調査し本部に通知するものとす

一 就業の有無　二 本人の行狀　三 生活の實況　四 改悛の實狀　五 其他參考となるへき事項

▲神奈川縣の保護會

神奈川縣橘樹郡生見尾村鶴見の曹洞宗大本山總持寺に於ては免囚保護會を設立し假會則を設け保護事業を營むことゝなり橫濱監獄典獄に届出たる由にて假會則にて定めたる主要なる事項左の如し

(一) 神奈川縣下監獄の出獄者及神奈川縣在籍者にして他監獄より出獄したるものゝ中特に必要と認めたる者を保護し獨立自營の途を開き良民に復歸せしむるを以て目的とす

(二) 前項目的を達する爲め左の事業を行ふ

一 被保護者に對し適當なる勞働に就かしめ又は就業の途を周旋し職工又は傭人たるの紹介を爲すこと

二 就業の途あるも適當なる居所なき者は本會に止宿せしめ之を監督すること

三 疾病其の他事故の爲め扶助を要するときは必要により相當の金品を惠與すること

(三) 監事二名を置き會務を處理せしむ監事は被保護者の業務品行及寄宿舍を監督し常に被保護者と起臥を同ふして職業紹介の勞に任し改過遷善の訓養に從事するものとす

(四) 被保護者の携有金及所得金は本會に於て之を領置して確實に保管す

▲鳥取縣の保護會

鳥取縣管内には保護機關なきを以て一二ヶ月前より設立計劃ありしが管内に勢力ある曹洞宗は率先獨力にても設立せんとて關係官廳に交涉し來りたるに官廳側にては各宗聯合して事業に當るを穩當と認め九月三十日檢事正警察部長典獄及曹洞宗眞宗の代表者各一名裁判所に會合して内議を遂け各宗聯合に決し會則及趣意書草案を作り各派代表者に廻付し更に十月七日淨土臨濟眞言日蓮天臺の各宗代表者とも會合し會名を給產會と稱し會則趣意書を決定し直に經營の準備に着手し當分屋舍は豫定保護主任者の居宅を以て充て同炊同棲の方法の下に保護の實を擧けんとするに在るも今回の如き非常の場合に際しては多數を收容する設備を要するを以て十名を超ゆる場合は臨時家屋臥具等を借入れ應急の措置を爲すへしと云事業項目の主要なるものを擧くれば

(一) 歸住者には所在寺院警察官市町村長小學校長其他有志と協力聯絡し保護誘掖すること

(二) 就職の紹介を爲すこと

(三) 保護會に收容し產業を授くること

(四) 被保護者疾病に罹りたるとき其他食費藥餌費を支辨し能はざる者には其費用を補助すること

(五) 歸住の際衣類又は旅費なき者には情狀に依り之を給與すること

●保護事業費の補助

沖繩自營會は昨年設立以來着々事業を經營しつゝあるが先頃知事より本年度以降百五十圓縣費補助の令達あり又十勝監獄出獄人保護會は曩に北海道廳より特に官吏を派し事業經營の狀況を調査する所ありしが成績優良と認められ此程補助金五十圓下付せられたる由

●勤務中高處より墜ちて傷く

建築中の市谷監獄看守西貝善太郎氏は十月二日杉丸太に板を架したる足場に立ち煉化積に從事せる囚徒を戒護せる折柄囚徒の一人が用水を擔ひ來りたるより同看守は二三歩傍らに避けんとしたるが足場の狹隘なりしと足場板の濕りありたる爲め踏み辷りて度を失ひ其下にありし丸太に馬乘りに落ちたれは何かは以て耐まるへき會陰部を猛かに撲ち尿道皮下の破裂を來し出血甚しく重態に陷りたりスワ一大事と監獄醫をして治療せしめたるも危險の狀態にあるを以て入院療法を要するものと認め即日入院せしめたるが入院後局部を切開したる上種々手當を施したるも經過捗々しからす著しく衰弱を來し今尙憂ふへき狀態に在り云、庶幾は靜養自重せよ

●井戸に落ちて死す

神戸監獄姫路分監拘禁中の懲役六月囚近藤增藏は去十月一日洗面用の水を汲込まんとしたるに過つて井戸に落入り水面より一丈餘の地底に沈み手足の運動意の如くならす多量の水を呑みたるより遂に呼吸塞塞したり其現場附近に在りたる者は駈付け夫々救護の手當を爲したるも蘇生するに至らざりしと愍然の至りと云ふべし

●傷害事故

▲輕蔑と邪推して

巢鴨監獄拘禁中の鶴巻龜太郎は軀幹矮小にして短慮粗暴の風ありて平素囚徒仲間に輕侮せられ居る者なるが十月十五日足袋工に從事中午後一時頃突然作業用の截庖刀を持ちて座席を立ち同業中の懲役囚川邊又一郎の後に廻はり頭部を目蒐けて斫付け左後腋窩線の上部及右後胛骨部を衝き續て其傍に在りし懲役囚青木有水の頭部に一刀を浴せかけたるが被害者は何れも重傷にして中にも又一郎の創傷は頭部は長三仙迷突、腋窩線胛骨部の創傷は一は五仙迷突一は四仙迷突にして中等大の動脈を切斷したるものにて各創とも深骨膜に達し出血夥しく貧血を來せるを以て經過良好にして續發症なしとするも豫後三週間を要すべしと云傷害の原因と認むべき程の事故なく平素仲間に輕侮せらるゝと其前日加害者龜太郎は又一郎と些細の事にて口先きにて爭ひを爲したりとのことなれば之を意恨に思ひたるに因るならん有水に傷害を加へたるは同人が又一郎に助勢するならんと信し機先を制する意に出でたるものなりと云

▲味噌汁で喧嘩

福岡監獄拘禁中の殺人懲役十二年囚本多眞作は十月五日網工用の小刀を以て同工場の囚徒尾花富次郎の下腹部左上腿外側を刺して各一個の重傷と左上膊右股關骨上方に各一個の輕傷を負はしめたるが其原因を取調ふるに加害者なる眞作は工場内の雜役夫として食物の配與に從事する者にて同日朝食味噌汁を配與し食事後食器洗濯用の水を扱ひつゝありしに被害者なる富次郎は眞作に對し「味噌汁は餘まらぬやうに配付せよ」と云ひしに眞作は一柄杓に一杯づゝ配與するものにて全囚に配與するに足らざるときは更に不足分量を炊場より受取りて配與し又殘餘を生すれば炊場に返へすべきものなりと」答へ且つ其談話の顚末を擔當看守に申告したり兎角する内就役時間となりしが富次郎は網糸の配與を請ひたるに由り看守は雜役夫たる眞作に命じ網糸を配付せしめんとし眞作は網糸を持ち富次郎の座席に近くや富次郎は「味噌汁の事を擔當看守に申告するは不都合なり」と云ひ且つ右踝を示して「之を舐めよ」と放言したるより眞作は侮辱を受けたりとてカット憤怒したる結果遂に傷害事故を演ずるに至りたるものなりと

●逃走事故

▲暴風雨に乘じて破監

▲悠々と梯子を作りて踰越

福岡監獄拘禁中の竊盜懲役六年囚平山角衛（二十四歳）は去九月二十三日午前零時二十分頃逃走し同三時頃逮捕したるが其顚末を取調ぶるに數日前より逃走の準備を爲したるものにて同月二十日靴工場にて就役中午前八時過素品取出の爲め工場二階物置に上りたる際平素使用せざる豫備器具箱の施錠を失念したるまゝ物置内にありたるを奇貨とし器具箱より八寸鋸を盜み取り窃に座席に持歸りて其傍の棚の一隅に藏匿し二十二日午後四時頃言を下駄緒直しに托し工場外に出づる際盜み置きたる鋸を罫紙に包みて持出し看守の目を忍び其場より十間許を距れる監房近き檢身室出口に接したる床下に置き置き素知らぬ振りに工場に歸り罷役通身檢査を受けたる後巧みに床下より鋸を取出して監房に持込み只管破監逃走の機會を計りつゝありしが恰も同夜は暴風雨にして破監の音響を遮るには屈強なりと思惟し同房囚徒の熟睡せるを見計ひ松材四寸角の便所格子一本を切斷して根元より引抜き監房外に脫出し復ひ原形の如くに裝ひ置き鋸は逃走線路反對の方向に投棄てたるまゝ構内の一工場便所の板壁を押破りて工場内に入り木片にて作業用の器具箱を抉開け鑿二本鋸一挺庖丁一本を取出したる後悠々と構へ作業用の竹二本を長二間半に切斷し之に作業素品なる手ころの木片を等繩にて結付け六段の梯子を作り上け又工場内より裁縫囚徒の製作に係る看守部長の制服と着替へ庖丁一本と梯子を抱へて工場を出て外圍土塀に梯子を懸け踰越し逃走したり監房巡視の看守は十二時囚徒の棄てたる鋸を拾ひ監督者に報告したるに依り人員を點檢して逃走囚の何者なるを知り時を移さず追跡捜索し一面警察署に通報したるに午前三時三十分頃警察署の手に逮捕することを得たりと

又同監獄拘禁中の懲役六年、八年、二年の三刑を有する川原竹一及懲役十年村上米吉の二名は拘置監建築工事の人夫として就業中逃走せんことを謀り十月十五日足場に用ゆるため長三間の丸太に本製楔八個を打付け尚回轉する恐れあるを以て其上端に長一尺巾三寸の木片を結付け又足場用の小繩を四本綯合せたる長二間二尺のものを結付けて梯子を作り擔當看守が視察臺を離れたる間隙に乘し該梯子を外圍煉瓦塀に立掛け踰越して逃走し其附近の墓地にて獄衣を脫し裸體となりて街路を横切り田野山林の間を疾走し姿を隱したり擔當看守は心付かさりしが拘置監廊下より受持區域を巡回し終りて視察臺に上らんとする際丸太梯子の立掛けあるを認め怪みて其事實を確めんとする刹那囚徒より逃走者ありと聞き現場に在りたる建築傭人をして看守長に報告せしめたるが之と同時に其附近の見張所に勤務中の看守は逃走者の姿を認め急遽吹笛を以て非常を報じたるより監獄内の騒ぎとなり即時追跡の手配を爲したるも逮捕するに至らざりしと云因に逃走事件に付ては其筋に告發したるが同二十六日缺席の儘各懲役三年の判決ありた

り

▲工場圍窓より脫出

福島監獄拘禁中の懲役十年囚藤永精一（二十七歳）は工場に於て組紐業に服役中十月二十五日看守の隙を窺ひ工場便所の窓格子に打付けありし釘を緩め置き其翌二十六日私かに便所に入り其窓格子の縦木二本と横木三本を折取り便所鴨居の上に置き窓見隱板塀との間隙より脫出し工場裏手の高六尺の板塀忍返しに打付けある密生釘に上衣を掛け置きて其上に攀ぢ登り更に高二間の板塀の忍返しに傳はり構外に逃走したり逃走するや裏手の信夫山に向つて馳せ出して姿を暗晦し日の暮るゝを待ち福島市街に入り民家の路次に潜伏したるが人民三名の發見追跡する處となり遁果すことを得さるに至りたる際折よく監獄より追跡に向ひたる看守の來るに會し難なく逮捕さるゝに至りたり

▲留置場監房より脫走

山形監獄にては十月七日裁判所より呼出を受けた

る刑事被告人二名に看守二名を付し護送せしめたるに午後判決言渡あるを以て出廷せしむべしとの通知あり留置場に在りたる二名は看守一人にて引率出廷し言渡を受けたるに依り尋て監獄に引卒せんとて手錠を施したる儘看守は一名づゝ監房に入れ置きたるに其一人なる強盜及竊盜犯前田德三郎は便所に入らんことを請ひ看守は之を許して房外に出でしめ終つて再び監房に入らしめたるに其際房扉に完全に鑰鑰を施すことを爲さず空錠と爲し剩へ他の一人の看守の執務せる場所に行き日誌を記載せるを覗きつゝありたる爲め其隙を見透したる德三郎は竊に監房を這出して他の監房の床下を斜に這込みて戒護の届かざる方面の監房側に出て其側の出入口を開きて戶外に遁れ外圍板塀大門の下部間隙より逃走したり當時戒護看守は日誌の記載終はりて歸還の準備調ひたる後監房より引出さんとし始めて逃走の事實を知り諸處捜索したるも其形跡を失ひたる後にて更に其手掛りなかりしより直に監獄に電話にて通報し監獄にては夫々追跡捜索の手配を爲し漸く捜索の端緒を得其翌八日午前二時過ぐる頃市内に現はれたるを追跡して畑地に出でたるを看守の手に逮捕するに至りたり尙逃走したる後民家三ヶ所に入り六圓の價格に相當する雜品を竊取したるが逮捕後全部還付せりと

▲外役場より逃走

樺戶監獄札比内出張所に拘禁中の懲役十二年（四十歳）は十月三十日午前十一時過ぐる頃同出張所より逃走したり逃走の顚末を聞くに同出張所にては耕作地より取入れたる雜穀類を乾燥する室あり其乾燥室の破損せる箇所を修繕する爲め前記囚徒を之に當らしめ囚徒は室の周圍に鐵板を打付けつゝありしが既に打付を終りたる一部分の爲め戒護者の視線を遮ることゝなりたるを奇貨とし突如現場を拔出で高一丈五尺の外圍木柵を攀ぢ登り踰越し其儘西北方の山林に向ひ疾走したり戒護看守は逃走せりとは知らず時過ぎて他の業務に就かしめ

んとし之を呼びたるも何の答へもなきより不審に思ひ其周圍を捜索したるに外柵を攀ぢたる足跡を發見し始めて逃走を確認するに至りたり追跡逮捕の手配は遺憾なく盡したるも遂に何等獲る所なかりき逃走者は竊盜詐欺等十一回の前科を有する惡漢なれども行狀等は別に咎むべき廉なく注意人物とは認めざりしも萬一を慮り外役に就かしめず當に工場内に就業せしめたりしが偶々札比内出張所の修繕工事あり同囚徒は大工職の素養あるを以て特に本監より出張所に派したるものにて同地には既に降雪數寸に及び且つ天候險惡氣温低下加ふるに降雨の爲め山河の跋跡は不可能なるに拘らず逃走を企つるに至りたるは或は嚴正なる紀律に耐へすと思惟し逃走の念を起したると地理に通せるより遂に決行するに至りたるものならんと推定せらると當局者は語れり

●官吏竝に待遇者の懲戒免除に就て

大正元年七月三十日以前の所爲に關し懲戒又は懲罰に處せられたる官吏又は官吏待遇者の懲戒懲罰を免せらるゝ旨勅令を以て發表せられたるが右につき往々一時金又は退隱料を請求する者あり監獄當局者に於ても其取捨に疑を抱かるゝ向もありとのことなるが右は懲戒處分に因り免官又は免職せられたる者は免職の當時一時金退隱料を受け得ざりしものなるに依り勅令中懲戒又は懲罰に基く既成の效果は變更せらるゝことなしとの規定に適中するを以て一時金又は退隱料を給與すべきものにあらず既に監獄に對しては司法省職員課長より右の趣通知ありたる由

●監獄所在地名の變更

監獄官制中監獄所在地名改正の件別項の通り勅令を以て發表せられたるが右は監獄の建築移轉又は町村の廢合若くは市郡の設立等に依り所在地の名稱に變更を來すに至りたるに由るものなりと又右

勅令と同時に司法省告示を以て分監所在地の地名を改められたるも同一の理由に由るものなる由

勅令第二十八號　大正元年十月一日

監獄官制中左ノ通改正ス

別表中巢鴨監獄ノ項「巢鴨町」ヲ「巢鴨村」ニ、長崎監獄ノ項「諫早町」ヲ「諫早村」ニ、名古屋監獄ノ項「千種村」ヲ「千種町」ニ、甲府監獄ノ項「甲府市」ヲ「西山梨郡里垣村」ニ、大分監獄ノ項「大分郡大分町」ヲ「大分市」ニ、沖繩監獄ノ項「島尻郡小祿間切」ヲ「那覇區」ニ、札幌監獄ノ項「苗穗村」ヲ「札幌村」ニ、網走監獄ノ項「最寄村」ヲ「能取村」ニ、十勝監獄ノ項「下帶廣村」ヲ「帶廣町」ニ、福島監獄ノ項「信夫郡清水村」ヲ「福島市」ニ改ム

司法省告示第十一號　大正元年十月二日

明治三十六年司法省告示第十八號中長崎監獄嚴原分監ノ項「國分町」ヲ「嚴原町」ニ横濱監獄小田原分監ノ項「小田原町」ヲ「足柄村」ニ新潟監獄長岡分監ノ項「古志郡長岡町」ヲ「長岡市」ニ同監獄高田分監ノ項「中頸城郡高城村」ヲ「高田市」ニ靜岡監獄濱松分監ノ項「濱名郡濱松町」ヲ「濱松市」ニ長野監獄松本分監ノ項「東筑摩郡松本町」ヲ「松本市」ニ安濃津監獄宇治山田分監ノ項「度會郡宇治山田町」ヲ「宇治山田市」ニ山口監獄下關分監ノ項「下關市」ヲ「豐浦郡生野村」ニ札幌監獄樺太分監ノ項「ウラジミロフカ」ヲ「豐原」ニ改ム

●刑名變更と日表整理

恩赦減刑等に依り刑名に變更を來したるとき在監人日表は如何に整理すべきやにつき甲府監獄より問合ありたるに對し獄務課長より回答ありたる趣なるが其要領は左の如くなりと

（問合の要領）　舊刑法に依り重輕懲役又は重禁錮に處せられたるものにして今回減刑單に懲役何年に變更せられたるものあり右は在監人日表には原刑の儘差措くべきや又は新刑法の懲役刑の方に移すものなるや若移すとせば其出入は如何に整理すべきや

（回答の要領）　刑名を變更せられたるときは在監人日表には該當欄に移記するに止め出入人員として計算せず、尚刑名刑期に異動を生じたるときは其人員を日表備考欄に記載し置かれたし



叙任

五級俸下賜　（德島）典獄　河崎策五郎
依願免本官
任典獄敍高等官八等　司法屬　岡部安憲
八級俸下賜
沖繩監獄詰ヲ命ス　（沖繩）典獄　伊藤孝之
德島監獄詰ヲ命ス　（德島）典獄　河崎策五郎
三級俸下賜（十一月五日死去）　（岡山）教誨師　千輪性海
和歌山監獄教誨師ヲ命ス　（福島）教誨師　神谷墨默
六級俸給與　（和歌山）教誨師　相山善行
岡山監獄教誨師ヲ命ス
五級俸給與　（松江）監獄醫　山內宗生
依願松江監獄監獄醫ヲ免ス　栗山秀道
奈良監獄教誨師ヲ命ス六級俸給與　藤木法林
松江監獄教誨師ヲ命ス　（奈良）教誨師　稗田雪崖
月俸二十三圓給與　（松江）教誨師　藤原龍容
浦和監獄教誨師ヲ命ス　（浦和）教誨師　藤原龍容
四級俸給與　（水戶）教誨師　涌水玄痴
依願浦和監獄教誨師ヲ免ス
依願水戶監獄教誨師ヲ免ス
鹿兒島監獄教誨師ヲ命ス七級俸給與

會報

●免囚保護に關する冊子の發行

本協會は這般谷田監獄局長の講話に係る免囚保護と刑事政策及び普國に於ける出獄人保護事業の過去及び現在の二篇を輯めて免囚保護事業に就てと題し之を剞劂に附して以て協會に關係を有する重なる人々に頒ちしが前者は道義上より將た刑事政策上より免囚保護の必要なる所以と吾國現在に於ける保護事業の狀況とを說き後者は歐洲の先進國に於ける斯業發達の徑路並に現時の執務狀態を述べたるものにして所說簡明要約以て斯業の大體を知るに足る今や免囚保護の必要漸く社會に認識せられ又今回の恩赦に依つて多數の免囚を出し益世人の注意を喚起するに至れり而かも吾國從來此種の事業を說明せる書籍に乏しかりき是を以て本協會は此必要に應せんため講者の承諾を得て之を上梓したるものはり



會費送附方

肩書 番地	東京市麹町區西日比谷町 壹番地	
宛名	監獄協會理事　眞木喬	
振込局名	司法省內郵便局	

大正元年十一月二十日發行

（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　豐野胤珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院